



愛知

- 行政手続のデジタル化に関する愛知県と愛知県行政書士会との連携協定を締結
- 愛知県行政書士会令和6年度第74期定時総会
- 令和6年度日本行政書士会連合会定時総会報告



行政手続のデジタル化に関する愛知県と 愛知県行政書士会との連携協定を締結

愛知県行政書士会 会長 竹田 勲

令和6年7月22日、愛知県公館にて「行政手続のデジタル化に関する愛知県と愛知県行政書士会との連携協定」を締結しました。

各都道府県と行政書士会による行政手続のデジタル化に関する連携協定の締結は、愛知県と愛知県行政書士会との締結が47都道府県のなか全国で初めての締結となり、愛知県大村知事、愛知県職員の皆様に心より感謝申し上げます。

行政手続のデジタル化に当たっては、行政の効率化の観点から、手続の簡素化及び事務処理の迅速化を図る必要があり、申請者を始めとする行政手続の関係者の利便性向上の観点から、申請書記載項目の見直しや誤入力防止等の使いやすい申請方法を提供することが重要になっています。

例えば、オンライン化・デジタル化に向けて課題がある行政手続に関するもの、添付書類、申請書等記載事項の削減に関するもの、あるいは、対面確認や現物確認などのいわゆるアナログ規制への対応などの様々な問題が挙げられます。

行政書士法制定から70年余りある行政手続に関する実務の実績と知見を持つ行政手続の専門家である私たち行政書士が、その一翼を担い、愛知県としっかりと連携して行政手続のデジタル化の推進に協力して行く所存です。

この連携協定締結は、令和6年度の定時総会において承認された事業計画に挙げた重点推進項目である「デジタル社会に機能する行政書士業務への対応」に関する取組みにおける成果の一環であり、連携協定締結により、政府が進めるデジタル社会の形成における行政手続のデジタル化が日進月歩で絶えず進歩しているなかで、その進歩に置いて行かれることなく、私たち愛知県行政書士会が愛知県における行政手続のデジタル化の枠組み形成に、積極的に関わることができるとともに、今後の行政手続のオンライン化・デジタル化において、会員の皆さんが活躍するための環境を整える意味でも、非常に大切で重要な連携協定であると言えます。



昨年度から、日本行政書士会連合会のデジタル推進本部が活発な活動を推進し、デジタル庁と連携して、行政手続のデジタル化に関して協議を続けています。そのなかで、デジタル社会形成基本法39条に定められている、デジタル社会の形成に関する重点計画の作成にも関連しており、令和6年6月21日に閣議決定された重点計画には、様々なところにその連携の成果を見てとることができます。

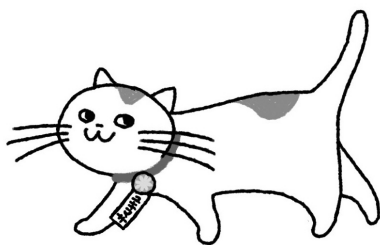
例えば、その閣議決定された、重点計画 [No.1-53 法人共通認証基盤 (GビズID) の普及] では、事業所や支社単位での手続を可能とするとともに、行政書士等の代理人への委任ができるようGビズIDの機能の拡充を行う旨が、しっかりと行政書士とともに明記されており、その具体的な目標として2025年度には、ほぼ全ての法人のGビズIDの取得を目指すとも明記されています。

もとより、官公署に関する行政手続は行政書士の専管業務であり、今後デジタル社会の形成が進むなか、行政手続におけるデジタル申請手続においても、デジタル社会形成基本法を法の根拠におきGビズIDを使用し、行政書士の代理申請が進むことになります。

現在、個人向けの行政サービスは、マイナンバーカードとマイナポータルに集約されています。その一方で、事業者向けの行政サービスについては、各府省庁の情報が散逸しており、デジタル庁は、事業者向けの行政サービスを改善するために、事業者が行政手続を行う際のポータルである「事業者向けポータル」を整備することを前提に、2025年度以降に事業者目線での行政手続に関する「事業者向けポータル」の検討・開発を進める旨も重点計画で決まりました。

また、重点計画には、汎用的な補助金等申請システム (J グランツ) については、2024年度にUI/UXの改善を行うことで申請時の申請者と受付事務局双方の負担軽減を図り、より多くの補助金、助成金事業が利用可能になるように改善を行う旨も明記されています。これらは、GビズIDを共通認証基盤にしており、デジタル社会においても、私たち行政書士の業務として、会員の皆さんの活躍がますます期待されることとなります。

権利義務や事実証明の業務に関してもデジタル化が進んでいるなか、今回の「行政手続のデジタル化に関する愛知県と愛知県行政書士会との連携協定」の締結を契機に、日本行政書士会連合会とデジタル庁との連携実績も範として、使いやすい円滑な行政手続のデジタル化に寄与し、デジタル社会が形成されるなかにおいても、私たち行政書士が、なお一層に我が国で暮らすあらゆる人々の権利利益の実現に資する使命を果たせるよう、引き続き環境を整えていく所存です。



日本行政書士会連合会公式キャラクター ユキマサくん

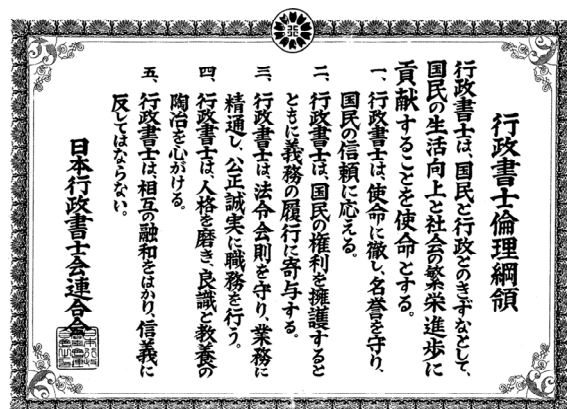


NHK東海NEWSの内容

Contents

コンテンツ

行政手続のデジタル化に関する愛知県と愛知県行政書士会との連携協定を締結	愛知県行政書士会 会長 竹田 勲	1
知らなかったではすみされない	愛知県行政書士会 常務理事 本多 証一	4
愛知県行政書士会令和6年度第74期定時総会		5
令和6年度日本行政書士会連合会定時総会報告		6
令和6年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会		7
令和6年度総務大臣表彰伝達式及び令和6年度日本行政書士会連合会会長表彰伝達式		7
在留資格「経営・管理」と会社設立の関連性に関する研修会		8
岡崎市と「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書」を締結		9
「石川県輪島市への公費解体支援のための会員派遣」		11
第31回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加して		18
初心者向け国際業務研修会（ロールプレイングから学ぶ危険な業務の見分け方）		20
実務経験者向け土地利用関係手続きに関する研修会（勉強会形式）		20
メディアも扱う(?)行政法 第4回 「もったいない」はよろしくない?	名城大学法学部教授 北見 宏介	21
お知らせコーナー 会員名簿について（お知らせ）		23
ライブラリ研修動画一覧		24
初心者向け業務相談のお知らせ		26
初心者向け業務相談申込書		27
会員訪問記（尾北支部 澤田 恵一会員）	会報委員 山口 勝司	28
支部だより		29
事務局だより		38
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		40
コスモスあいちコーナー		47
あとがき		48



知らなかったではすまされない

常務理事 本多 証一

私は、名古屋市中村区の市街化区域の出身です。生まれてから、行政書士という仕事に出会うまで、自分の土地に家を建てられない、または、簡単に売却できないなどといった、土地に関する法規制があることを一切知りませんでした。

行政書士の仕事を始めて、最初に出会った仕事が市街化調整区域の仕事でした。いまでは、農地法許可、都市計画法許可を中心に業務を行っております。

また、好きが高じて、現在は愛西市の市街化調整区域内で自らの名義で愛知県開発審査会基準第16号の要件で都市計画法許可を取得した後に中古住宅を購入し、適法に居住しております。

住居の南北は田、西は水路を挟んで田、というように周りは田んぼばかりの地域です。

道を歩けば、近所の方に、あそこは家が建つのか、とか、あの土地は売れるのか（農地法許可が下りる見込みがあるか）などと聞かれるような地域です。

田んぼがあるということは水路があります。その水が集まる少し大きな水路の水面を眺めていると、カメの多さに驚きます。そのほとんどは、アカミミガメ、いわゆるミドリガメです。このアカミミガメは令和5年6月1日にアメリカザリガニと同時に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第二条に定める「特定外来生物」に指定されました。特定外来生物は原則として飼養や譲渡が禁止されていますが、アカミミガメとアメリカザリガニについては、当面の間、販売目的以外の飼養や無償での譲渡が可能である「条件付特定外来生物」になっています。（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律附則第五条、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令附則第二条）ただし、飼えなくなったか

らといって放出（屋外へ放すこと）することは違法となりますので、終生飼育するしかありません。無償譲渡は可能ですが、譲受人は終生飼育する必要があります。

このほかにもウシガエルは特定外来生物に指定されております。ウシガエルの幼生であるオタマジャクシも同種ですので特定外来生物です。

子どもたちが水路等でアメリカザリガニやオタマジャクシの採取をする、近所でよく見られる、微笑ましい光景です。それ自体は違法ではありません。しかしアメリカザリガニは持ち帰るなら前述のように終生飼育が原則です。

オタマジャクシが、もしウシガエルであれば持ち帰る（生体運搬）、飼う（飼養）、友達にあげる（譲渡）すべて、違法となります。屋外へ放すこと（放出）も禁止です。

このように、何気ない日常の風景の中にも、知らず知らずのうちに法律に抵触してしまう危険性が潜んでいます。

すべての法律を知っておくことは難しいと思います。しかし、行政書士として当然知っておかなくてはならない行政書士法、行政書士法施行規則はもちろん、令和6年4月1日施行の日本行政書士会連合会行政書士職務基本規則についても知らなかった、ではすまされません。職務基本規則については、すでに会員の皆様のお手元にも郵送で届いているかと思えます。改めてご一読のうえ高い倫理意識をもって職務に臨んでいただきますようよろしくお願いいたします。

知らなかったではすまされない職業に就いている、という自覚をもって今日も職務と会務に邁進します。

愛知県行政書士会令和6年度第74期定時総会

日時 令和6年5月30日(木)
午後1時～4時15分

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート
名古屋 ローズルーム



令和6年度第74期定時総会が、愛知県副知事 林全宏様を始めとする関係団体の皆様、日本行政書士会連合会会長 常住豊様、日本行政書士政治連盟会長 井口由美子様、そして日本行政書士会連合会中部地方協議会会長 向井隆郎様をはじめとする中部地方協議会単位会会長の皆様のご臨席を賜り開催されました。

竹田会長からの令和6年度に向けての挨拶の後、愛知県副知事 林全宏様より祝辞を頂戴しました。会長表彰と米寿・喜寿慶祝者への慶祝金贈呈が竹田会長から行われ、その後、日本行政書士会連合会会長 常住豊様、日本行政書士会連合会中部地方協議会会長 向井隆郎様よりご祝辞を頂戴しました。

暫時休憩の後、正副議長（議長：名古屋支部 山田安政会員、副議長：東三支部 山本嘉和会員）が選任され、正副議長席に登壇の後、議事は進められました。議事進行の進め方については、総会運営委員長（一宮支部 今井隆昌会員）より、委任状の調査報告については総会運営副委員長（知多支部 中島崇会員）より説明がありました。

定足数の確認

令和6年5月30日現在の個人会員数3,323人
委任状を含んだ出席者数1,770人

（定時総会出席者数298人 有効委任状数1,472

通）

以上が確認されたので、議長より本総会は適法に成立するとの宣言がされました。

議事録署名人に名古屋支部 佐藤茂会員、東三支部 佐久間幸夫会員が選任され、各議案についての報告・審議が行われました。

議題

第1号議案 令和5年度事業経過報告

提案説明の後、質疑応答が行われました。

第2号議案 令和5年度会計決算承認の件

提案説明、監事からの監査報告及び質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第3号議案 令和6年度事業計画（案）承認の件

提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第4号議案 令和6年度会計予算（案）承認の件

提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第5号議案 令和7年度暫定予算（案）承認の件

提案説明の後に採決が行われ、可決承認されました。

以上のとおり、予定された議事はすべて可決承認され、令和6年度第74期定時総会は閉会しました。大役を果たされた、議長、副議長、総会運営委員会の皆様には、この場を借りて深く御礼申し上げます。

この総会で承認された事業計画を役員全員、全力で推進してまいりますので、会員の皆様におかれましては、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、愛知県行政書士政治連盟定期大会終了後、懇親会を開催しました。

多くの来賓のご臨席を賜り、挨拶を愛知県行政書士会顧問 春日井市長 石黒直樹様より頂戴しました。多くの会員が参加され、大変な賑わいの中、来賓と会員相互の交流や、会員同士の親睦を深めていただいたことと思います。あっという間の時間を惜しみながらも盛会のうちに閉会となりました。

令和6年度日本行政書士 会連合会定時総会報告

名南支部 山本 篤

日 時 令和6年6月19日(水)
午前10時45分～午後7時
令和6年6月20日(木)
午前9時～10時

6月19日、20日の両日、東京都千代田区の東京會館において、日本行政書士会連合会(以下、「日行連」)の定時総会が二日間に渡り、各都道府県単位会の代議員総数258名中253名の出席を擁して開催され、愛知会からは17名の代議員が出席しました。

10時より総務大臣表彰、日本行政書士会連合会会長表彰の表彰状授与式が行われ、その後10時45分から令和6年度「日行連」定時総会が開催されました。

議長に愛媛会の西村小夜子代議員、副議長に徳島会の河野耕八郎代議員が選出され、議事に入りました。

第1号議案 令和5年度事業報告

1号議案に対しては37の質問が寄せられ執行部よりそれぞれ回答がなされその後、可決承認された。

第2号議案 令和5年度決算報告

可決承認された。

第3号議案 日本行政書士会連合会役員選任規則の一部改正 (案)

3号議案に対しては3つの質問が寄せられ執行部よりそれぞれ回答がなされその後、可決承認された。

第4号議案 令和6年度事業計画 (案)

4号議案にたいしては26の質問が寄せられ執行部よりそれぞれ回答がなされその後、可決承認された。

第5号議案 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について (案)

5号議案にたいしては6つの質問が寄せられ執行部よりそれぞれ回答がなされその後、可決承認された。

第6号議案 令和6年度予算 (案)

執行部より説明がありその後、可決承認された。

第6号議案までで、19日の審議は終了し午後4時から休息に入り、6時より懇親会が開催されました。総務大臣をはじめとして国会議員先生方、各来賓の方々、愛知県選出の国会議員及び在京の秘書の方々も多数出席され大変盛会でした。

翌20日は、午前9時より前日と同じ会場で審議が開催されました。

第7号議案 役員(理事)の補欠選任

理事が1名欠員となり、その後任者の選任が図られ可決承認された。

以上で令和6年度定時総会のすべての日程が終了し予定通り散会しました。

ちょっとひと息 「地震について」

Q 日本で一番大きな規模の地震は何ですか？

A モーメントマグニチュード(Mw)で比べると、1900年以降では、2011年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」(Mw9.0)です。

Q 日本で一番深い地震は何ですか？

A 気象庁震源カタログでは、2015年5月30日20時23分の小笠原諸島西方沖の地震(M8.1、最大震度5強、深さ682km)の余震(同日21時46分、M3.6)で深さ698kmを記録しています。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

令和6年度日本行政書士会連合 会中部地方協議会定時総会

愛知会理事 坂口 千晶

日 時 令和6年6月7日(金)

場 所 辻家庭園 箔-HAKU-

令和6年6月7日(金)午後3時より、辻家庭園 箔-HAKU-にて日本行政書士会連合会中部地方協議会の令和6年度定時総会が開催されました。

開会冒頭では能登半島地震で犠牲となられた方々、物故会員に黙とうを捧げ、ご冥福をお祈りしました。

本総会は、各单位会から会長、代議員等58名が参加し、以下の議案が審議されました。

第1号議案 令和5年度 事業報告承認の件

第2号議案 令和5年度 決算報告承認の件

第3号議案 令和6年度 事業計画(案)承認の件

第4号議案 令和6年度 予算(案)承認の件

審議は順調に進み、全ての議案が可決承認され定刻通り令和6年度の定時総会が閉会しました。

その後、休憩を挟んで行われた意見交換会では、愛知会から2つ、岐阜会から1つ、三重会から6つ、福井会から1つ、石川会から1つの意見・要望が出されました。特に印象に残ったのは、以前から愛知会の理事会で度々議題に上ったものが複数出たことです。

- ・情報提供や研修申し込み等のデジタル化(紙媒体の廃止)
- ・長期にわたる会費滞納会員への対応について
- ・行政書士試験会場の選定について(会場確保が困難である件)

上記の3つについては、ほとんどの単位会共通の課題の様です。それぞれが苦慮しながらも解決に向けて働きかけていることを話し合い、参考にできることは取り入れていこうという活発な意見交換がなされました。

午後5時頃には意見交換会も終了し、その後、懇親会が行われました。和やかな雰囲気と美味しい食事を楽しみながら、他単位会の皆様と交流を深めることができたのも今回の大きい収穫でした。

石川会の皆様の準備進行のもと、午後8時にはすべての日程が滞りなく終了しました。このような大変貴重な機会をいただいた中部地方協議会の皆様・愛知県行政書士会の役員・会員全ての皆様に深く感謝いたします。この経験をこれからの業務に生かして成長していきたいです。今後ともよろしくお願いたします。

令和6年度総務大臣表彰伝達式及び令和6年度日本行政書士会連合会会長表彰伝達式

日 時 令和6年7月5日(金)

午後2時

場 所 愛知県行政書士会館3階会議室

定刻に開会し、会長が式辞を述べました。

多年にわたり行政書士業務に精励し、行政書士制度の発展に貢献をされた会員に贈られる総務大臣表彰の受賞者1名に表彰の伝達を行いました。

つづいて、会の運営に寄与し、行政書士制度の発展向上に特に功績のあった会員並びに多年行政書士業務に従事若しくは関与し、業務の改善進歩に特に功労のあった会員に贈られる日本行政書士会連合会会長表彰の受賞者36名のうち出席者13名に対して表彰の伝達を行いました。



総務大臣表彰受賞会員

令和6年度総務大臣表彰受賞者名簿

(敬称略)

中 央 野田 悦子

1人

令和6年度日本行政書士会連合会会長表彰受賞者名簿

(敬称略・順不同)

中 央 岩野 良子

中 央 山口 俊介

中 央 鬼頭 努

中 央 飛田 あゆみ

中 央 西川 剛史

中央	川村 浩史
中央	蓬田 悦子
西北	西堀 俊徳
西北	吉川 明宏
名古屋	小塚 孝
名古屋	牧野 昌浩
名古屋	渡辺 尚美
名南	武谷 敏生
東名	勝見 孝雄
東名	須崎 俊行
尾張	塚本 淳子
尾張	前田 望
尾張	杉田 貴信
尾北	高田 大覚
一宮	武鹿 正幸
岡崎	細井 鐵智
岡崎	市川 万洋
豊田	塚本 章雄
豊田	倉本 繁八
西尾	三浦 喬子
西尾	岩瀬 孝広
碧海	野村 素弘
碧海	増田 朗
碧海	高野 正也
新城	坂田 竹史
新城	平畑 正孝
新城	鈴木 達也
東三	磯田 国男
東三	松井 秀雄
東三	芳賀 宏行
東三	水野 悠

36人



令和6年度日本行政書士会連合会会長表彰の伝達式出席会員

在留資格「経営・管理」と会社設立の関連性に関する研修会

国際部 高野 正也

日時 令和6年3月7日(木)

午後2時～4時

場所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講師 中央支部 岩田 博樹 会員

内容 在留資格「経営・管理」と会社設立の関連性について

参加者 114名(ライブ視聴者含む)



国際部では、在留資格「経営・管理」と会社設立の関連性について、中央支部の岩田博樹会員にご講義いただきました。

講義は下記5つの課題で進められました。

1. 会社を設立するかどうか
2. 株式会社か合同会社か
3. 登記事項について
4. 設立登記と賃貸借契約
5. 設立形態

各課題は、講師の司法書士としての知識と申請取次業務の経験に基づいた講義であり、特に、「設立形態」では、出資者、代表者、払込み受け人がそれぞれ本邦に住所がある場合、ない場合の7パターンについての説明は、たいへん参考になりました。講義後、会場参加の会員からの質問にもご回答いただき、有意義な研修を開催することができました。

岡崎市と「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書」を締結

広報部

6月10日、岡崎市と当会との間で「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書」の締結式が岡崎市役所にて執り行われました。愛知県の中心部に位置し歴史ある街が、過去に多くの災害に見舞われていることは、あまり知られてはいません。被災者の生活再建のための相談業務について、行政書士の活躍が期待されています。

(出席者)

岡崎市	中根 康弘 市長	当会以外の団体
	豊田 康介 市民安全部長	愛知県弁護士会
	小林也寸志 防災課長	愛知県司法書士会
		愛知県社会保険労務士会
当会	竹田 勲 会長	
	早川 忠 副会長	
	米村 篤史 岡崎支部支部長	



■協定の意義と目的

この協定は、災害時に自治体からの要請に基づき、当会が相談員を派遣し、被災者支援の相談業務を実施する内容になっております。災害時における被災者からの相談内容は、日常生活に関することから専門分野に関することまで多岐にわたるため、専門的な知識を有し、相談業務が豊富な相談員に相談できることで、市民の不安解消と生活再建を図ることを目的としています。

■岡崎市の災害史

岡崎市の過去の被災は、市内中心部を流れる矢作川水系の水害が中心です。岡崎市街地は過去に何度も浸水したことが岡崎市史に記されています。

地震に関しては、濃尾地震（明治24年）の際に、多数の家屋倒壊が発生しています。昭和東南海地震（昭和19年）では矢作川鉄橋付近で東海道線の地盤が陥没し不通となったほか、矢作川の導水渠が破損し取水が困難になり、翌年に発生した三河地震では建物の全壊・半壊が発生したと記録されています。

近年では平成12年に発生した東海豪雨において、床上浸水414棟もの被害が発生し、「平成20年8月末豪雨」で

は全国でも初めてとなる全市民（約146,000世帯）避難勧告が発令され、死者2名、家屋の全壊や半壊が9棟、床下・床上浸水が3,000棟を超えるという極めて大きな被害を受けています。

■「全国で唯一！無料で象が見られる動物園」のある街は、

さて、岡崎市のHP「岡崎市ってこんなところ」には「象が無料！」と紹介されています。もちろんそれだけではなく、徳川家康生誕の地として全国に知られています。

「八丁味噌」は愛知の名産品、「日本の桜の名所100選」、いやいや岡崎と言えば「花火」でしょ。愛知県に住む多くの人の思い出の中には、岡崎が登場する場面は少なくありません。若者にとっては有名なYouTuberグループ「東海オンエア」全員の出身地として聖地化しています。全国的に有名になった彼らですが現在も全員が岡崎市に現住しているとのこと。地元愛を感じます。

歴史的・文化的に多様性を持つ一方で、岡崎市はもう一つの側面を持つ自治体です。地図を見れば一目瞭然、愛知県の真ん中に位置しており、東海道本線と新幹線が走り、国道1号線、東名・新東名高速道路が市を東西に貫いています。人流・物流に寄与し、多くの企業が市内に拠点を有する一大産業都市としての側面です。工場や物流拠点には多くの外国人労働者も勤務しています。

■「その日」に備えて

前述の通り、岡崎市に豊かな恵みをもたらす矢作川水系は、時にその様相を一変させ、地域に重大な被害を及ぼすことが繰り返されています。気候変動に伴う線状降水帯の発生や、局地的豪雨による被害は、年々その頻度を増しています。発災後の生活再建に向け「街の法律家」である行政書士が行政と共に担う役割・責任もまた、その重さを増しています。岡崎市との災害協定締結は、行政書士への高い信頼と期待であり、我々はその期待に応える責務を負うものと考えます。

末筆となりましたが、本協定締結は愛知県行政書士会岡崎支部会員の方々が、日々積み上げた岡崎市との信頼関係の賜物であります。あらためて感謝申し上げます。



「石川県輪島市への公費解体支援のための会員派遣」

広報部

令和6年能登半島地震における公費解体申請が進んでいない状況を受けて、令和6年6月には、環境省からの依頼により日本行政書士会連合会を通じ、愛知県行政書士会から会員を派遣しました。

石川県輪島市にて、令和6年6月10日(月)から13日(木)までの4日間にわたり、公費解体申請について、現地での支援業務を行いました。

(出向先対応者)

環境省地球環境局総務課気候変動観測研究戦略室長 岡野 祥平様

輪島市市民生活部環境対策課課長兼市民生活部公費解体推進室次長 友延 和義様



4日間の活動内容は以下の通りです

- ① 輪島市河井町1部、2部の一部分の区域内の公費解体未申請者の確定した一覧表の作成作業
- ② 公費解体申請窓口業務を見学し、申請書類の確認及び公費解体申請を提出する際に住民の方が困っていることを、輪島市役所の職員の方と同席しての聞き取り調査
- ③ 仮設住宅の訪問及び電話連絡を実施し、状況確認及び市役所への訪問を促す作業
- ④ 輪島市河井町1部、2部の一部分の公費解体申請者への解体工程の変更連絡作業
- ⑤ 輪島市河井町1部、2部の一部分の公費解体申請者への廃車届が出されているかの、確認電話連絡作業
- ⑥ 輪島市河井町1部、2部の一部分の公費解体申請者が「なりわい補助金」の対象者かどうかの確認電話連絡作業
- ⑦ 石川県行政書士会への引継ぎ及び引継ぎ資料の作成作業

被災地は、報道で見聞きする以上に復興が進んでおらず、特に輪島朝市エリアは大規模火の後、ほとんどの建物がいまだ解体されず放置されている状態でした。

まだまだ復興には長い道のりですが、今回、愛知会から2名の会員を派遣したことにより、災害時における行政書士の役割を環境省と輪島市に示すことができ、また、公費解体未申請者の確認作業方法や連絡の取り方などの道筋をつけて、石川県行政書士会に引き継ぐことができました。

当会としては、迅速に会員の派遣ができたことも含め、今後役に立つ大変有意義な支援活動になったと考えています。



(文中の写真の全ては、派遣会員により撮影されたものです)

輪島市派遣会員雑感

年始早々のニュースでは、輪島の朝市が行われる一帯を瓦礫が覆い尽くし、誰かが供えた花束にはうっすらと雪が積もる風景が映し出されていた。あれから約半年が過ぎた。半年前と変わらないように見える瓦礫の間には名前も知らない草が高く茂り、初夏の風は錆びた鉄骨を揺らし、ギシギシと不規則な音を鳴らしていた。

(本文は輪島市へと派遣された岡田会員へのインタビューを広報部が編集したものです)

■土曜日朝の電話

登録からまだ1年も経っていないルーキーの自分は、先輩の法人で勉強中の身だ。

そんな自分の携帯が鳴ったのは土曜日の9時頃だった。携帯に表示された名前が法人の代表だったことに違和感を覚えた。休日に連絡があることは珍しいことではない。ただ普通は最初にLINEが送られてくる。いきなり電話が鳴ることは滅多にない。電話口からの言葉は、何か週末の悪い冗談のように聞こえた。「月曜からの4日間、輪島市に行けるか？詳細は追って連絡する」。「行けます」と答えると電話は切れた。それから断片的な情報がLINEで何回にも分けて送られてきた。断片をつなげてみれば「環境省から日本行政書士連合会に要請があり、愛知会を代表して派遣。期間は月曜日の朝から木曜日までの4日間、2名が輪島市へ行く。公費解体に関する作業支援を行い宿泊場所は旅館が確保されているが、詳細は不明」という文章が出来上がった。

「誰か一緒に行けそうな会員は？」と聞かれ、同じ支部の大村会員の名前を挙げると、また唐突に電話が切れた。どうやら穏やかな事態ではないらしい。

早速準備に取り掛かるが、何を持って行けばいいのかが分からない。持ってくるように指示があったのはノートPCと通信手段、つまりWi-Fi環境だ。速度に不安はあるが携帯デザリングで対応しよう。通信環境は復旧していないのか？電気は通じているのか？そもそも水は出るのか？着替え4日分と、迷った末にバスタオルを数枚、よぎる不安を振り払い車に詰め込んだ。二人とも石川県に縁はない。観光で兼六園に行った程度の知識しかなく、完全アウエーの試合になりそうだ。日曜日の午後3時、我々は車で金沢を目指した。

金沢に前泊し、翌朝に輪島市役所を目指す。日曜夜の金沢の街は、北陸新幹線の延伸や復興割の影響か、まるで地震など無かったかのような喧騒だ。阪神淡路大震災や東日本大震災がそうであったように、日常と非日常の境界線というもの、本当に細い線で隔てられているのだろう。しかし、ここにもきっと多くの避難者がいるのだ。

■境界の向こう側

翌朝月曜日、まだ日も明けきらない時間に金沢を発った。目指すは輪島市役所、およそ110km先が我々の仕事場だ。ナビの画面が映す能登半島をあらためて見れば、とにかく大きい。我々の知っている知多半島や渥美半島の比ではない程に大きい。金沢を離れてしばらく車を走らせると、家々の密度が低くなり、緑が多くなる。これはどの街でも変わらない光景だ。

自動車専用道路「のと里山海道」を北上すれば輪島市の近くまで行ける。走り始めてしばらく、異変に気付いた。早朝にも関わらず我々と同じく北上する車線が激しく渋滞している。もう一つ、反対車線に南下して来る車が一台もない。少し走ってその理由が分かった。道路が崩落して、車線が半分無くなっていた。応急処置によって無理やり徐行通行させていたが、愛知県なら確実に通行止めになるレベルだ。トンネルに進入するときには「無事にトンネルからでて来られるのか」という恐怖、「大村会員を巻き込んでしまった」という後悔の思いが初めて頭をよぎった。



さらに半島を北上していくと山々の様相が一変した。まず目に入ったのは不自然に削り落ちた山肌。

道路横に積み上げられた土嚢、その横にある何十トンもあろうかという落石。新緑の季節に似つかわしくないブルーシートがほとんど全ての家々の屋根を覆っている。そして倒壊した家屋を見た時に「被災地」を実感した。

半年前の元日、皆が穏やかに新年を迎えていたであろう、この巨大な半島を、「最大震度7」が揺さぶったのだ。

■写るもの、写らないもの

午前9時をわずかに過ぎて輪島市役所に到着した。比較的新しい市役所だ。被害は軽微に見えたが、やはり地盤は大きく揺さぶられていた。地盤が沈下してエントランス周りのブロックタイルが激しく損傷している。段差を埋めるため、入口には簡易的なスロープが碎石で作られていた。「もし大きな余震が来たら」と思い、一瞬足がすくんだ。

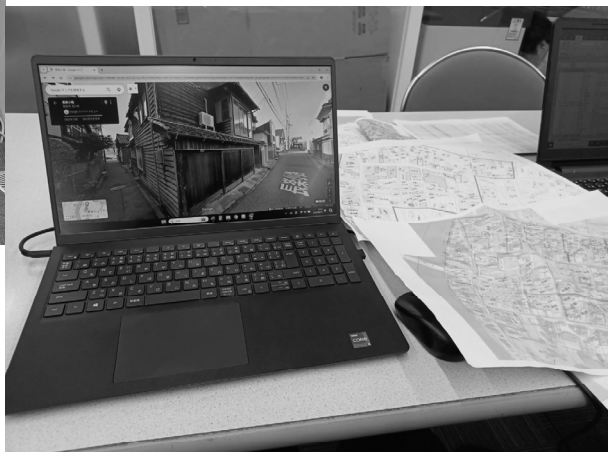
6月の月曜の朝、まだ涼しげな風が運んできたのは「被災地」の匂いだった。異臭でも悪臭でも、焦げた匂いでもない。形容出来ない匂いと4日間付き合うことになるのだろう。



環境省・輪島市役所の担当者と打合せをし、早速作業に取り掛かった。「公費解体」の申請支援と聞けば被災された方々との対面相談を想像していたが、我々が直接向き合う訳ではなく、言わば後方支援だ。我々



な与えられたスペースはわずかだった。机ひとつにパイプ椅子4脚、椅子の後ろは直ぐに壁だ。市役所の「バックヤード」は当然に、極めて雑然としていた。



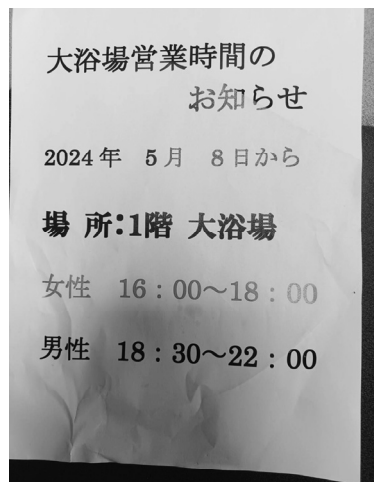
昼食は市役所近くのファミリーマートで調達した。近くにあるのは本当に有難い。弁当やパン、品ぞろえもある。一方でトイレは使用できず「午後4時に閉店する」と張り紙があった。午後

はひたすら未申請リストの作成にあたった。何枚か記録写真を撮影したが、多分写ってはいないだろう。我々の作業機の周囲には多くの、小さな虫が飛び回っている。市役所の周囲では下水管が相当に破損しているのだろう。半年経って、この状況なのか。これから夏がやって来る。一刻も早い衛生環境の改善を願った。様々な驚きとともに、あっという間に一日が終わった。

宿泊するホテルは市役所から車で10分ほど、宴会場があり社員旅行で利用されるような、ホテルというよりは「昭和の旅館」だ。従業員は最低限の人数しかおらず、旅館的なサービスは一切無い。タオルも無く、歯ブラシも無い、ゴミ出しも食料の調達も自分たちでやる、合宿所のような。迷った末に車に押し込んだタオルを引っ張り出し、金沢のホテルで多めに拝借した歯ブラシが役に立つことになった。

広く立派な二人部屋に入ると、半年前の空気が鼻に襲い掛かってきた、半年間使われていない部屋の匂いだ。部屋の障子と窓を開け放とうとして気づいた。窓も、引き戸も、全てが重かった。決して使われていないことによる重さではない。建物全体が歪んでいるのだ。

浴場は1階の大浴場が時間制限付きで使えた。見れば市役所で見かけた環境省の方もいたが、互いに言葉を交わすこともなく夕食の調達に出かけた。夕食はホームセンターGENKYで調達した。震災の地でのホームセンターは地域の生命線だ。多くの人で賑わっていた。



ホテルの窓を開け放つと眼下には日本海が広がっていた。この静かな波の下には、人知の及ばない程の力を持ったエネルギーがあるのだろう。自然の前で人間はあまりにもちっぽけだ。



■失った傷、心の傷

三日目の午後、公費解体未申請者リストの状況確認を行うため、仮設住宅に赴くことになった。戸別に訪問し、リアルに被災者の方と向き合い、未申請の理由などを聞き取る作業だ。

仮設住宅に入居しているという事は、当たり前だが「家」を失った方々だ。家族を失っているかもしれないと思うと、何とも言えない緊張を覚えた。仮設住宅には表札が掛かっておらずリストと慎重にすり合わせながらチャイムを押す。人の気配はあるが、応答がない。これは後に分かったことだか、住民の方々はスーツ姿の我々ふたりを怪しんでいたと思われた。それだけ被災地には怪しげな人間が跋扈しているのだろう。それでも何人かの方々と面談することが出来た。



震災そしてその後の混乱と生活再建までには、まだ多くの壁が立ちはだかっている。最後の壁は被災された方々の心の傷なのかもしれない。焼け落ちてしまった街、潰れた家屋、土囊が積まれた河川、整然と並んだ仮設住宅。目に入るものすべてには、かつての、そして現在の人々の生活があった。行政書士として出来ること、やらなければならないことは山のようにある。公費解体未申請者のリストを作成し、実際に被災された方々の声

を聴き、ほんのわずかであっても役に立ったはずだ。しかし街が再建され日常が戻ったとしても、最後の壁を崩すことができるだろうか。心の傷には時効がない。とても長い時間がかかるかもしれない。

■ 4日目の夜に思ったこと

石川会に引継ぎを行い、輪島市を離れたのは4日目の15時だった。帰路は富山に抜け、高山を經由して岐阜に下った。がけ崩れもブルーシートもなく、高山には多くの観光客がいた。20時には愛知県に入り、4日間を共に過ごした大村会員と別れた。

夜の8時にコンビニが開いている。ファミマに入って遅い夕食を買う。おなじみのメロディーが自動ドアの開閉に合わせて鳴るのは輪島市と同じなのに、たった車で5時間走っただけなのに、ここはもう別世界だ。

今でも、そしてこれからも能登では不自由な暮らしを強いられる方々が多くいる。言っているのか随分と迷ったし、批判されるかもしれないが、地元に戻って、僕は心の底からホッとした。

最後に、自分が経験したことを誰かに伝えることが出来れば幸いです。そして非常時に住民の方々の役に立つことが出来る行政書士が、一人でも多く活躍できる環境を作って欲しいと願います。

行政書士 岡田 茂良



第31回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加して

一宮支部 木村 貴

日 時 令和6年6月7日(金)

午後6時30分～8時30分

場 所 TKPガーデンシティPREMIUM名古屋駅前
名駅ダイヤメイテツビル3F



令和5年の10月に開業しました一宮支部の木村貴と申します。この度、6月7日に開催された第31回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加させていただきました。

相続業務を受任した経験から、不動産登記や相続税申告など、他士業と連携することの重要性を実感していたことが、私が参加を決めた理由です。今回こうしてこの場に参加させていただけたことを運営の皆様へ感謝申し上げます。

会場は立食形式に配置がされており、少し早めに到着した私は自分の番号と同じ番号のテーブルで待機しておりました。普段見慣れない上品な雰囲気に緊張してしまい、開始の時間になるまで静かに周りの様子を眺めておりました。開会の挨拶が終わり、交流がスタートした途端、一斉に会場が話し声で溢れ出しました。開始直後は、ほとんどの方が同じテーブルの方と名刺交換をされていました。出遅れてしまい、「どうしよう・・・」と考えていた所、相手の方から話しかけていただき、無事スタートを切れました。

開業3年以内の先生を対象とした会ということもあり、どの先生もとても和やかで話しやすい雰囲気でした。気付くと皆さんテーブル番号は関係なく、活発に色々な席へ行って挨拶している様子で、私自身1人でも多くの方に自分のことを知ってもらおうと

いう目的で参加したので、「緊張している場合じゃない！」そう思って目が合ったらとにかく話しかけてご挨拶をさせてもらいました。他士業の先生の開業直後の様子や、どのように営業活動をしているか、ダブルライセンスをお持ちの先生には資格の組み合わせ方など、普段は聞けないお話を伺えることがとても嬉しく、自然と話が盛り上がりました。

あっという間に終了時間となり、会場を出る指示に従い退場しましたが、外に出てからも名刺交換が止まりませんでした。一つ心残りなのは、料理にもっと飛びついておくべきだったということです…。会話が弾みすぎてすっかり食事することを忘れていました・・・(笑)。何名かの先生とは、LINEまで交換させていただいたのですが、ここで勉強になったのは、名刺またはLINEのアイコンに自分の顔を入れておいた方が相手の印象に残りやすいということです。名刺交換させていただいた先生には、後日お礼のメールをお送りしたのですが、後から相手の顔を確認できると、お話した内容を思い出しやすいという発見がありました。

会が終了してからは居酒屋に移動し、同席した先生と再び名刺を交換させてもらいました。私の席は、弁護士先生数名に囲まれた席でしたが、とても気さくにお話してくれる方ばかりで、弁護士の先生に抱いていたイメージが変わりました(笑)。話が弾んで、「また飲みましょう」と言っていただき、LINEグループを作っていただきました。

このフレッシュマン・フォーラムで、たくさんの意識の高い先生方と知り合うことができました。今後いろいろな場面で助けていただけることを期待していますが、自分も誰かの力になっていけるよう、日々の業務に襟を正して望んでいこうと思います。最後になりましたが、この度は大変貴重な機会を設けてくださり、役員・事務局の方々に感謝申し上げます。ありがとうございました。

第31回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加して

中央支部 木村 直美

日時 令和6年6月7日(金)

午後6時30分～8時30分

場所 TKPガーデンシティPREMIUM名古屋駅前
名駅ダイヤメイトビル3F



令和3年4月に開業した木村直美です。この度、6月7日に開催された第31回自由業フレッシュマン・フォーラム10'に参加させていただきました。

当日、会場には190名を超える方々が集まり、昨年以前に参加していた先生から事前にお聞きして想像していたよりさらに盛況な会でした。参加者の中には開業間もなくの方から、すでに数年の経験を積んでいらっしゃる方まで幅広い層が集まり、そういった方々と気軽に知り合える貴重な機会となりました。

弁護士、税理士、司法書士をはじめとした多くの他士業の先生方とお話ができ、それぞれの専門分野や経験を共有することができて大変有意義な時間で

した。多くの先生方と交流し、ご経験についてお聞きする中で、気軽に何でも聞ける関係づくりが大切だと感じました。業務を行う上で、誰に聞いたらいいのだろうか?と思うような疑問や悩み、さらには異なった視点からのアドバイスをを得るためにも、こうした機会を大切にしていきたいと感じました。

会場内は190名超の人々の熱気で汗をかくほどでしたが、すれ違い際に「暑いですね～」と気軽にお声をかけていただくこともあり、本当に垣根なく交流を深める場となりました。ただ、私がお話できたのは会場にいた中のほんの一握りの方のみで、もっとお話ししたいと思っているうちにあっという間に終了時間となってしまったのが実情です。

それでも名刺が足りなくなるほど多くの方々とお会いすることができましたので、来年参加される皆様には、ぜひ名刺を多めに持参した上で、終了時間までにより多くの方とご挨拶されることをお勧めします。

会の終了後には、二次会に参加する人々が多くいました。私も各士業の方々と10名ほどで二次会に参加させていただきました。オフの場のさらにリラックスした雰囲気の中で色々な方とさらに仲を深めることができとても楽しかったです。他士業の会のこぼれ話や業務上のびっくりするようなエピソードなどをお聞きし、一次会とはまた違ったディープな交流となりました。

最後に、運営に関わった行政書士会の皆様をはじめ、開催に携わった全ての関係者の皆様に深く感謝申し上げます。このような素晴らしい機会を提供していただき、心より御礼申し上げます。

ちょっとひと息 「地震について」

Q 1995年1月17日に神戸市付近を襲った地震の名前は？

A 地震の名称は「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」と気象庁が決めました。この「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」によって引き起こされた災害に対して、政府として「阪神・淡路大震災」と名付けています。

Q 2011年3月11日の「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」は「東日本大震災」と同じですか？

A 違います。「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」は、気象庁が定めた地震の名称です。「東日本大震災」は、この地震によって引き起こされた災害に対して政府として名付けた災害の名称です。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

初心者向け国際業務研修会（ロールプレイングから学ぶ危険な業務の見分け方）

国際部 後藤 剛志

日時 令和6年6月27日(木)
午後2時～4時
場所 愛知県行政書士会館 3階会議室
講師 国際部部員、委員
内容 ロールプレイングから学ぶ危険な業務の見分け方
参加者 41名（会館のみ）



本研修会は、昨年行われた入管業務の面談の様子を再現したロールプレイング（寸劇）が好評だったことから、国際業務経験3年未満の会員を対象として、2回目となるロールプレイング（寸劇）が行われました。

グループ内での発言機会を確保し、会員相互の交流ができるよう、1グループ約6名ずつに分けられました。

研修の冒頭では、行政書士役、ブローカー役、日本人夫役、外国人妻役を演じる国際部部員、委員の自己紹介と演じる役の説明がありました。

今回の寸劇では2つの事例が紹介され、各寸劇が終わった後はグループ内で問題点と改善点が話し合わせ、各グループの意見発表が行われました。

終盤では、行政書士役として2名の会員が寸劇に加わり、国際業務経験の浅さを感じさせない堂々とした姿勢で取り組んでいたことが印象的です。

国際業務に関する情報はネット上に多くあり容易に入手することができますが、真に欲しい情報に辿り着くことは至難の業です。今回の研修会が実務に近い体験ができる機会としてだけでなく、情報交換ができる仲間と知り合うきっかけの1つとしても活かされますと幸いです。

実務経験者向け土地利用関係手続きに関する研修会（勉強会形式）

土地利用部 浅井 勝己

日時 令和6年7月10日(水)
午後2時～4時45分
場所 愛知県行政書士会 3階会議室
内容 土地利用関係手続きに関する実務上の質問・疑問・要望等、参加者からいただいた内容を元に意見交換を行う
参加者 16名



定刻になり、河本次長の開会のことばの後、伊福副会長の挨拶があり、その後勝田部長の司会進行により研修が開始されました。

今回の研修は、いつもの講義形式の研修と異なり、実務経験のある会員から普段実務を行う上で疑問に思っていることや悩んでいることなどを事前に提出していただき、それらに対し土地利用部が説明をしたり、また出席した会員が自身の経験をもとに意見を述べる形で進められました。

その内容として、申請手続きに関することや許可基準などの業務に直結する質問や依頼者への対応の方法など様々なものがありました。

はじめのころは皆さん大人しい感じでしたが、中盤あたりから積極的な発言が増えてきて、「私はこのように対応した」とか、「〇〇市ではこのような基準で処理された」とか活発な意見交換がなされました。

農地法の許可申請をはじめとする土地利用関係手続きにおいては、提出先により添付書類や許可基準が多少異なることもあるので、このような勉強会形式の研修により、情報を共有することも意義のあるものと思いました。

メディアも扱う（？）行政法

第4回 「もったいない」はよろしくない？

名城大学法学部教授 北見 宏介

今号では、愛知県内で起きた地方公務員への懲戒免職処分に関する事件を取り上げよう。

廃棄予定のパン持ち帰りで懲戒免職 「重すぎる」と処分取り消し判決 名古屋地方裁判所
朝日新聞デジタル 7月22日配信

勤務先の名古屋市立小学校から検査用に保存されていたパンなどを持ち帰ろうとし、懲戒免職となった女性が処分の取り消しを求めた訴訟で、名古屋地裁（五十嵐章裕裁判長）は22日、「損害は相当に軽微。免職は重きに失する」とし、免職処分などを取り消すよう市側に命じた。

判決などによると、原告の50代女性は1997年から学校給食の調理員として勤務。2022年2月に勤務先の調理場で冷凍保存されていたパン2個と油揚げ2袋を自宅で食べるために持ち帰ろうとし、「公金物の窃取」として同5月に懲戒免職となった。食品は食中毒などが発生した際の検査用として保存され、近く廃棄予定だった。

判決は、損害は軽微で、女性に過去の懲戒処分歴はなく、謝罪をしていることなどから、処分は社会通念上著しく妥当を欠き、市教育委員会の裁量権の範囲を逸脱し違法だと結論づけた。市教育委員会は「今後の対応は判決内容を精査して検討する」とコメントした。

◆報道記事の関連制度

事案の概要など情報は非常にコンパクトにまとまっている記事であるが、やはり記事だけではわからない点もある。判決文も執筆時点では裁判所ウェブページ等にも掲載されていない。したがって、ここからの記述は、一定の仮定も含まれる形にならざるを得ない。もっとも、記事を読む上での補完的な情報として、事件に関連する制度については示してお

く方が便宜であろう。

地方公務員法29条は、職員が①職務遂行にあたって法令等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合、のいずれかに該当する場合には、戒告、減給、停職又は免職の懲戒処分をすることができる旨を規定する。今回行われていた免職は、最も重い処分である。いわゆる神戸税関事件最高裁判決（最三小判S52,12,20民集31巻7号1101頁）の行政裁量を認める判示内容は地方公務員にも当てはまるものと理解されている。

他方、この事件では「名古屋市教育委員会における懲戒処分の取扱方針」が策定されていた。公務員の懲戒処分に行手法の適用はない（3条1項9号）が、行手法の処分基準に重ね合わさる裁量判断の基準である。ここでは、「第3 標準例」内の「3 公金物品取扱い関係」内の「(2) 窃取」で、「公金または物品を窃取した職員は、免職とする」ことを「標準的な処分量定」とする一方、「第2 基本事項」においては、①非違行為の原因・動機・対応・結果、②故意・過失の度合い、③当該職員の職責や、その非違行為との関係での評価、④他の職員や地域・社会への影響、⑤過去の非違行為の有無のほか、⑥日頃の勤務態度や行為後の対応等を総合的に考慮の上で具体的な量定が決定されるものとされている。上記最高裁判決で「総合的に考慮」されるべき「広範な事情」として一部言及されている事項である。

◆裁量への期待と行政の考慮

記事においては、持ち帰った食品が「近く廃棄予定だった」とされる。このニュースが一定の注目を集めたのも、この点に関係していよう。やはり記事だけでは明らかではない点はあるが、「免職は重きに失する」とする判決は比例原則違反を指摘したものと読めそうである。懲戒処分に際しての裁量が「適切な結果を期待」したものであるという上記最高裁の

判示からは、諸要素を総合考慮することなく機械的に標準例の通りとする判断を行うことには否定的な評価が向けられよう。処分「基準によることが相当でない場合にまで、行政庁が同基準に羈束されると解することは相当ではない」とする別の最高裁判決における補足意見もある。事件において市がどのような主張を行っていたのかが気になる。

◆違反した基準の性格

学校での廃棄する食品の持ち帰りは、別の事件もオンラインメディアが扱っていた。今回はもう一つ、こちらも参照しよう。記事の全文から一部を抜粋し、段落の表記形式には変更を加えている。

給食持ち帰った教員が懲戒処分 衛生基準違反に基づくも「食品ロスはどうする？」と批判の声も

BuzzFeed（公開2019年12月26日）【抜粋】

堺市の定時制高校で、余った給食のパンと牛乳を4年間にわたり持ち帰っていたとして、堺市教育委員会が12月25日、男性教諭（62）を減給3ヶ月（10分の1）の懲戒処分にしていただけがわかった。

市教委は「衛生上の問題というよりもルール違反であり、周りに示しがつかないので、一罰百戒とした。適切な処分だと考えている」としている。

この給食は、生徒向けに公費で支給しており、教職員が食べることや生徒が持ち帰ることは禁止されていた。この男性教諭は、「捨ててしまうのがもったいなかった」と話し、自宅で食べていたという。

この男性教諭は給食指導担当となった2015年から、廃棄処分を担当する用務職員に余ったパンや牛乳を保管してもらい、持ち帰っていた。

同市では、廃棄処分が決まっていた食品のため「窃盗には当たらない」と判断したが、「ルールに違反した非違行為」として、指導に留めず、減給の懲戒処分にすることを決めた。男性教諭は過去にサービス上の問題を起こしたことはなかった。

こちらの事件は訴訟には至っていない。また、「窃取」としての把握はされていなかった。

この記事のほうで気になるのは、市教委の「ルール違反」という把握である。見出しには「衛生基準違反に基づく」とされているが、これは学校給食法9条による「学校給食衛生管理基準」である（定時制高校では、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」7条による準用）。基準の形式は、連載の第1回でも取り上げた「告示」である（平成21年文部科学省告示第64号）。

元の記事内でも触れられているのだが、この基準の「第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準」の「1(6) 検食及び保存食等」における「⑥残食及び残品」では、「パン等残食の児童生徒の持ち帰りは、衛生上の見地から、禁止することが望ましい」とされている。

ここで「望ましい」とされるのは、「維持されることが望ましい基準」（学校給食法9条1項）という位置づけと、「基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする」（同2項）との規定ぶりによる。この告示を拘束力のある法規として捉えることは直ちにはできない。もっとも、上の引用と別の箇所では、「文科省が持ち帰りを禁止するルールを作っている以上、それと異なることをするわけにはいかない」という市教委課長補佐の発言も記載されている。厳密な発言の引用ではないかもしれないが、発言の通りに基準が理解されるか、微妙な点が残る。

◆両事件に共通すること

両事件には、学校給食という対象とともに、それ自体「法」というわけではない方針・基準に関わるという共通項もある。どちらも、方針・基準の法的性格の理解のされ方が論点となる。

両事件を取り上げたのは、各結論の評価をしようという意図ではなく、記事だけではそれもできない。法ではないものが金科玉条とされていると指摘されることもある行政の現場に向き合う読者各位に、視点と材料をお示しし、実情に係る情報を得たいという邪悪な意図に基づいている。各位は両事件をどのように捉えるであろうか。

※校正時に、名古屋市は取消判決について控訴しないとの報道に接した。



Information for Members — お知らせ —

重要

会報9月号

会員名簿について（お知らせ）

愛知県行政書士会 総務部

1 本会ホームページでの掲載について

本会では、各種情報を会員の皆様に利用していただけるようホームページに掲載し、その活用を推奨しております。

会員名簿につきましては、以下のとおり掲載を予定しております。

- (1) 掲載日 令和6年9月6日（予定）
- (2) 掲載場所 本会ホームページ → 会員ページ内 → 会員名簿

2 冊子の配付について

希望される会員に対し冊子の配付をいたします。

下記により事務局宛へFAX（052-932-3647）または郵送にてお申し込みください。お電話での申し込みは受付いたしません。

なお、先着100名様限定となっておりますので、お早めにお申し込みください。

- (1) 配付時期 令和6年10月上旬（予定）
- (2) 配付方法 郵送（送料は会員負担）

令和6年度 会員名簿 冊子配付の申込書

当年度の会員名簿の冊子での配付を希望します。

_____ 支部

_____ 会 員 名

(会員番号【3～4桁】： _____)

研修会動画一覧

ライブラリ研修：会館にて視聴していただきます。事務局（TEL：052-931-4068）までご連絡ください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライブラリ】 - 【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

(令和6年5月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2		650	R 5.12.15	総務部実務研修会	○	○
3	建設環境部	607	R 4. 2. 7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	○
4		620	R 4. 9.29	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
5		623	R 4.11.29	建設環境部業務研修会	○	○
6		627	R 5. 1.25	建設業関係業務履修講座	○	○
7		638	R 5. 8.30	建設環境部業務研修会	○	×
8		645	R 5.11.17	建設環境部業務研修会	○	○
9		652	R 6. 1.17	テーマ別建設業実務研修会（第2回）	○	○
10		653	R 6. 1.25	建設業関係業務履修講座	○	○
11	運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
12		595	R 3.10. 4	運輸交通部初心者向け研修会	○	○
13		599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	○
14		615	R 4. 8. 1	行政書士業務としてのドローンの将来性についての研修会	○	○
15		624	R 4.12. 1	自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証交付に係る事務の委託制度に関する研修会	○	○
16		634	R 5. 4.12	封印管理委員会指定研修会	×	○
17		641	R 5.10.16	運輸交通部初級業務研修会（第二部）	○	○
18		643	R 5.11. 2	出張封印取付作業に関する初級業務研修会	○	○
19		647	R 5.12. 4	自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会	○	○
20	国際部	509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	○
21		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	○
22		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
23		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
24		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
25		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
26		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
27		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○
28		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○
29		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	○
30		611	R 4. 6. 9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	○	○
31		618	R 4. 9. 8	韓国の相続に関する研修会（私法部との合同開催）	○	○
32	625	R 4.12. 9	入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会（特定技能等）	○	○	
33	土地利用部	559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について 【※令和7年10月25日まで掲載】	○	○
34		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
35		603	R 3.12.17	都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準分家住宅の研修会	○	○
36		609	R 4. 2.22	農地法第4条5条許可申請書の書き方及び建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	○
37		626	R 4.12.19	所有者不明土地法の改正等及び特定都市河川浸水被害対策法（雨水浸透阻害行為許可）に関する研修会	○	○
38		628	R 5. 1.27	開発許可申請等に関する研修会	○	○
39		630	R 5. 2.22	「農地法許可の申請代理の注意点」及び「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」に関する研修会	○	○

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】	
40	土地利用部	640	R 5.10.13	マンション管理計画認定制度に関する研修会（第二部のみ）（法人経営部と合同）	○	○	
41		644	R 5.11. 6	都市計画法に関する研修会	○	○	
42		649	R 5.12. 8	農地法（第3条、4条、5条許可等）に関する研修会	○	○	
43		658	R 6. 3.14	生産緑地制度及び不動産調査業務の基礎に関する研修会	○	○	
44	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○	
45		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○	
46		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×	
47		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○	
48		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会～著作権業務の可能性～	○	○	
49		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×	
50		584	R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○	
51		585	R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○	
52		590	R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○	
53		605	R 4. 1.28	著作権に関する研修会	○	○	
54		617	R 4. 8.30	薬機法に関する研修会	○	○	
55		637	R 5. 7.24	労働者協同組合法に関する研修会	○	○	
56		私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
57			488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
58			504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
59	539		H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○	
60	554		R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○	
61	571		R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会 【※令和6年9月30日まで掲載】	○	○	
62	591		R 3. 9. 2	事業承継に関する研修会	○	○	
63	602		R 3.12. 7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	○	
64	608		R 4. 2.16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみ受講可	○	×	
65	610		R 4. 3.17	私法部初心者向け研修会	○	○	
66	616		R 4. 8.25	相続登記義務化に関する研修会	○	○	
67	631		R 5. 3. 1	私法部初心者向け研修会	○	○	
68	632		R 5. 3.15	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○	
69	633		R 5. 3.31	私法部研修会	○	○	
70	636		R 5. 5.23	相続土地国庫帰属制度に関する研修会（土地利用部と合同）	○	○	
71	648		R 5.12. 6	外国人及び海外邦人の相続・遺言についての研修会	○	○	
72	654		R 6. 2.28	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○	
73	656		R 6. 3. 6	公証人による任意後見契約、死後委任契約についての研修会	○	○	
74	659	R 6. 3.18	私法部初心者向け研修会	○	○		
75	旧) 企画情報部 ※	534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○	
76		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○	
77		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○	
78		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【1回目】	○	○	
79		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【2回目】	○	○	

※企画情報部につきましては令和3年4月1日施行の規則改正により統廃合されました。

●●● 初心者向け業務相談のお知らせ ●●●

これから業務を始める方等を対象とした業務相談についてお知らせいたします。

業務相談は、随時受付（要予約）いたしますので、ご希望の方は、愛知県行政書士会事務局まで「業務相談申込書」を FAX（052-932-3647）またはメール（mo-gyoumu@staff-aichikai-gyousei.net）送信のうえ、お問い合わせください。

- ・相談は愛知県行政書士会館で行います。
- ・申し込みをされた方には、該当する部会からお電話を入れ、日程を調整いたします。日中にご連絡がとれる電話番号でお申し込みください。
- ・業務相談の当日は、相談内容に関する資料をお持ちください。
- ・相談時間は1人1時間程度を予定していますので、ご了承ください。

建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談

- 内 容 建設業許可、経営審査事項等の建設業関係業務について
- 内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

運輸交通部 運輸交通関係業務相談

- 内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

国際部 国際関係業務相談

- 内 容 国際関係業務について

土地利用部 土地利用関係業務相談

- 内 容 開発許可申請、農地転用許可申請等について

法人経営部 法人経営関係業務相談

- 内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）について

私法部 私法関係業務相談

- 内 容 相続手続き、遺言書起案、任意後見契約、契約書作成等について

愛知県行政書士会 御中

年 月 日

初心者向け業務相談申込書

次のとおり、業務相談に申し込みます。(該当する部に○印)

- ・ 建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談
- ・ 国際部 国際関係業務相談
- ・ 土地利用部 土地利用関係業務相談
- ・ 法人経営部 法人経営関係業務相談
- ・ 私法部 私法関係業務相談

支 部		会 員 番 号	
氏 名		電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647



尾北支部：澤田 恵一会員

会報委員 山口 勝司



今回は扶桑町にて開業されている澤田恵一会員の事務所を訪問いたしました。澤田会員は開業4年目を迎え、現在は尾北支部の理事を務めていらっしゃいます。また澤田会員は、保護猫活動にも精力的に取り組まれており、その知識と経験を活かし、ペット法務の分野にも取り組まれています。

このようにユニークな活動をされている澤田会員からお話を伺いました。

ー行政書士になったきっかけを教えてください

行政書士になろうとしたきっかけは、会社員時代に自動車の品質管理の仕事をしていました。その時、品質管理に関する報告書などを作成する業務を担当しており、書類を作成する仕事が自分に合っていると思い、資格取得を目指したことがきっかけです。ー保護猫活動を始めたきっかけを教えてください。

15年ほど前に、自宅付近で野良猫を助けたことがきっかけです。それから猫を飼いだしたのですが、1匹飼うとかわいくて。それから2匹、3匹と増えていくと、知り合い伝いに猫の引取依頼をされるようになり、気が付けば増えていったという感じです。ー現在何匹の猫を保護されているのですか

現在は、自宅兼事務所で28匹を飼っています。一番多かったときは30匹がいました。

ー保護猫活動の魅力、辛いところなどは？

魅力をあげればきりがありませんが、辛いところは、事務所や家を空けることが難しいというところです。30匹近くいると必ず体調の悪い子が出てきてしまい、病院に連れて行ったり看病をしたり、ほかの猫に感染しないよう気を付ける事が大変ですね。ー保護猫活動を通じ、ペット法務などについての今後の展望などをお聞かせください。

近年、ペットの「相続」が問題になっています。1人暮らしの方などで、ペットのお世話が出来なくなった場合、誰に譲渡するのかを決めておかないと、保健所に送られて殺処分にされてしまうということにもなりかねません。そうならないよう、事前法務の専門家である行政書士として、遺言書の作成やペット信託などの方法によりそれらを解決出来たらと思っています。

ーペットの法務について、まだ認知度が低いですが、切実な問題も沢山あることがわかりました。

本日はご多忙の中、貴重なお話をして頂きありがとうございました。

支部だより

豊田
支部

研修会

豊田支部 鳥木 勝美

日時 令和6年6月12日(水)

午後1時～4時

場所 川田公園、豊田スカイホール

テーマ 『ドローン測量に関する研修会』



近年成長著しいドローン測量の研修会を行いました。

今回の研修会は、豊田ドローン協会と合同で行い、豊田支部からの研修会の申し込みに加えてドローン協会からも研修会の申し込みを受けて貰ったことで、他支部からの参加者に加えて、豊田市役所のドローン利用を検討している各課や土地家屋調査士業といった様々な属性の方が多数参加する非常に有意義なものとなりました。

最初に、今回の講師を務めていただいた企業組合フジヤマドローン様が川田公園にて2ヘクタールの広さの土地をドローンにて測量する実演を行いました。2ヘクタールの土地をわずか1分30秒程度で測量するスピードは圧巻です。

その後会場を豊田スカイホールに移し、先程測量したデータの解析を待ちながら、ドローン測量で可能な事、不可能な事等の説明を受けました。

そして説明の最中、わずか30分程度でデータ解析が終わり、現況図が作成されました。

トータルステーションを利用する測量に対し、ドローン測量のスピードは圧倒的であり、造成設計の業務作業の期間の短縮に大いに繋がる可能性を秘めていることを認識する研修となりました。

豊田
支部

令和6年度第1回 国際・私法部研修会

豊田支部 藤崎 都子

日時 令和6年7月12日(金)

午後3時15分～5時

場所 豊田市崇化館交流館 第1会議室

講師 市井 信治会員 (豊田支部)

テーマ 『家族信託』

参加者 14名



今回は豊田支部国際・私法部副部長の市井信治会員に講師をしていただき、「家族信託」をテーマに研修会を開催いたしました。

まず、家族信託とは『信頼できる人』に『もしもの時の財産管理』を『契約』でお願いしておく制度であるということを説明し、行政書士として出来ることをお話ししていただきました。

家族信託の制度は認識していても実務で取り扱ったことのある参加者はほとんどおらず、講師に対し次から次へと多数の質問がなされました。お客様から遺言、相続、成年後見などの相談を受けたときに一つの選択肢として提案できる制度であるということもあり、参加者の家族信託への関心の高さがうかがえました。

また、制度の問題点にも触れ、講師の体験談を交え見解を聞かせていただくなど参加者が知りたい内容を惜しげもなく披露していただきました。

最後まで質問が途切れることなく続き、参加者にとって有益な時間となり、大変貴重な研修会でした。

一宮
支部

「第16回小規模事業者持続化補助金」の電子申請補助業務

会報委員 深川 範江

日時 令和6年5月22日(水)・23日(木)

午前9時30分～正午

午後1時30分～4時

場所 一宮商工会議所

内容 『「小規模事業者持続化補助金」の電子申請』

『補助業務要員の派遣』

参加者 2日合計5名（補助業務要員）



今回一宮商工会議所より一宮支部に対して5月8日に公募要領公開になりました「第16回小規模事業者持続化補助金」電子申請補助業務に対応していただけの補助員を派遣してほしいという要請がありました。

一宮支部では22日(水)に3名・23日(木)に2名の会員が申請の補助業務をいたしました。

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成したうえで行う販売ルートの開拓や生産性向上の取り組みを支援する制度です。

申請は、電子申請システムでのみ受付となります。申請内容について審査がされ、審査終了後採択決定者は申請時に提出した事業計画に沿って、補助事業実施期限までに事業を実施・完了させる必要があります。また、補助事業終了後、期日までに補助事業の実施内容と経費内容を取りまとめた実績報告書を提出する必要があります。提出がないと補助金の支払いはされないとの事です。

今回の公募申請は事業実施期間が短いので申請する人数は通常の4分の1と少ないと言われました。

商工会議所に申請者がパソコンを持参し、入力箇所の確認や、事前に作成した事業計画等の必要書類を添付して電子システムで申請するのですが、なかなか思うように進まず、午前で終わることができず、午後からも手続きをされ、受付までたどり着いたという状態の方がみえました。電子申請のみの受付なのでパソコンの入力、資料をPDFにしてパソコンに保存して添付するといった作業は大変なことだと思いました。

今回は、補助金の電子申請のサポートをさせていただきました。

行政書士の業務も電子申請で行うことが増えてきました。できることが増えていく可能性を感じました。

ちょっとひと息 「地震について」

Q 日本で地震が発生しないところがありますか？

A 日本で地震が発生しないところはありません。小さな規模の地震は日本中どこでも発生しています。また、ある場所で過去に大きな規模の地震が発生していたとしても、地表に痕跡（活断層など）が残らないことがあります。このため「この場所は大きな規模の地震が絶対ありません」と言えるところはありません。

Q 全国47都道府県全てで震度1以上を観測した地震はありますか？

A 2015年5月30日の小笠原諸島西方沖の深発地震（M8.1、最大震度5強）では、全国47都道府県全てで震度1以上を観測しました。これは、1885年（明治18年）の震度観測開始以来初めての事です。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

一宮
支部

令和6年度第1回 女性部会研修会

会報委員 深川 範江

日時 令和6年5月23日(木)

午前10時～12時

場所 尾張一宮駅前ビル (iビル)

講師 オフィスフルール

代表 大橋 直美氏

テーマ 『営業力強化特別講座』

参加者 14名



一宮支部では女性部会の1回目の研修として、オフィスフルール代表の大橋直美様を講師にお迎えして「新規開拓も顧客満足度もこの春さらにUP・行政書士の為のキャリアセミナー」というテーマでお話をさせていただきました。

今井支部長より今日の研修をうけて営業力を身につけて業務に生かしていただきたいと挨拶がありました。

最初に第一印象の重要性について講義されました。第一印象は1～10秒で決まるので口角を上げることが重要であると言われました。

笑顔(表情)・清潔感のある身だしなみ・姿勢や態度など視覚的要因が55%、明るくハキハキ落ち着いた口調など声や言葉の視覚的要因が45%と顧客に良い印象を持ってもらう重要性を話されました。

次に名刺交換の取り扱いとコミュニケーションについて話されました。今までは、自信なく名刺交換をさせてもらいましたが、これからは名刺交換で失敗しないで良い印象を持ってもらえるようにしたいと思います。

次に傾聴についての講義では、相手を否定せず共感しながら聴き、態度と言葉で相手の心に寄り添うことが傾聴のポイントだと話されました。実際に2人1組で相手の話を傾聴しない時と傾聴する時を体験し、傾聴の重要性を体感しました。

最後にコミュニケーションのタイプの診断をして自分のタイプを知り、相手のタイプも把握して周囲の人との人間関係を良くしていくことを学びました。

今回の研修はとても興味深く、知りたいと思っていたことも多くありました。行政書士業務だけでなく人間関係に生かしていきたいと思いました。

ちょっとひと息 「地震予知について」

Q 地震の予知はできますか? ○月×日に□□地方で大きな地震があると聞きましたが、どうでしょうか?

A 地震を予知するということは、地震の起こる時、場所、大きさの三つの要素を精度よく限定して予測することです。例えば「(時)一年以内に、(場所)日本の内陸部で、(大きさ)マグニチュード5の地震が起こる」というようなあいまいな予測や、毎日起きているマグニチュード4程度以下の小さな地震を予測するような場合はたいてい当たりますが、それに情報としての価値はあまりないと考えます。少なくとも「(時)一週間以内に、(場所)東京直下で、(大きさ)マグニチュード6～7の地震が発生する」というように限定されている必要がありますが、現在の科学的知見からは、そのような確度の高い地震の予測は難しいと考えられています。

Q 南海トラフ地震が発生する前には、必ず「南海トラフ地震臨時情報」が発表されるのですか?

A 南海トラフ地震の発生前に、必ずしも異常な現象が観測されるとは限らないため、「南海トラフ地震臨時情報」を発表していなくても、南海トラフ地震が発生することもあります。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

昭和
支部

令和6年度若手会 員サポート研修会

昭和支部 加藤 友子

日時 令和6年5月23日(木)
午後3時30分～5時30分
場所 天白スポーツセンター2階第3会議室
講師 千田 久人会員
テーマ 『行政書士として長く仕事を続けていくためのヒント』

出席者 12名



今回は、前昭和支部支部長であり、相談役も務めておられる千田久人会員を講師にお迎えし、「行政書士として長く仕事を続けていくためのヒント」をテーマに若手サポート研修会を実施しました。

若手会員が開業後から自立するまでに直面しがちな疑問について、会歴31年間の経験談を交えてお話をいただきました。

最初に先生の簡単な経歴や業務の紹介をしていただきました。

独立して初めての仕事は、先輩行政書士に手伝っていただいたそうです。支部の研修などに積極的に参加し多くの人とつながることで、仕事の相談もしやすくなる。そのために、ただ多くの人に出会うのではなく、自分の人柄を知ってもらい、一人一人との関係性を築いていくことが重要だという事を教えていただきました。

業務の進め方についても具体的にお話しいただき、大変参考になりました。千田会員が実際に行ってきた業務は多岐に渡り、知識の広さや経験の多さからお客様から安心してご依頼いただけるのだと感じました。

他にも役所との付き合い方、初めから専門分野を決めるべきか、集客方法や定期収入を作る事ができるのかなどについてもお話しくださりました。最後に参加者の質問にも親身に答えてくださり、『初めての依頼にも勇気をもって挑戦してください』と背中を押してくださり、若手の励みになるとても有意義な研修になりました。

名古屋
支部

6月及び7月常設 無料相談会

会報委員 宮本 隆

日時 令和6年6月18日(火)
午後1時～4時
令和6年7月16日(火)
午後1時～4時

場所 中村生涯学習センター
相談員 合計10名



名古屋支部では中村生涯学習センターにて毎月第三火曜日に常設無料相談会を開催しており、令和6年6月及び7月は、予定通り開催致しました。6月は7件で平月並み、7月は梅雨時期ということもあり2件と少なめの状況となりました。また、地下鉄の広告を見て来られたという方が多く、広告の良い効果が顕著に現れました。

今回は、不動産の相続に関するご相談が多くありました。この場合、不動産の名義変更手続きとして相続人の戸籍及び不動産登記簿の収集、遺産分割協議書の作成を経てやっと法務局に不動産の名義変更手続きが出来ることを説明することになります。

ご相談に来られた方は、その説明を聞くとご自身で手続きが出来るか不安を抱く方もおりますので、そのような場合には、ご相談者様に一番近い存在の我々が「街の法律家である行政書士」としてご相談者様に伴走し、手続きを一つ一つ進めることで安心していただけるのではないのでしょうか。

7月は、相談会に合わせて7名の先生方に相談員研修を行いました。注意事項や相談員の心得を講師の先生から丁寧な説明を受けた後、質疑応答やケーススタディによって理解を深めることが出来たと思います。傾聴が重要であると感じましたし、限られた相談時間において丁寧なクロージングをすることにより行政書士の信頼向上に努めたいと思います。

西北
支部

研修会

会報委員 佐橋 正也

日時 令和6年6月18日(火)

午後6時～8時

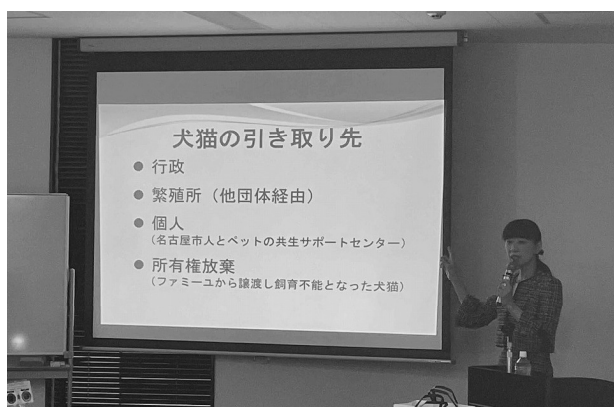
場所 ウィンクあいち1007号室

講師 NPO法人ファミリー

代表理事 熊崎 純子氏

テーマ 『ペットの譲渡について』

出席者 21名



昨今の震災・自然災害等により、またペットの飼い主が突然の事故や病気により、その意思に反してペットを飼えなくなり、ペットを他者に引き取ってもらわないといけなくなるような出来事をしばしばメディア等でも目にするようになりました。

今回西北支部では、飼っているペットを譲渡しなければならなくなった時、私たち行政書士がどのように役に立てるかを考察するための研修会を実施しました。

講師には、老犬老猫シェルターを運営し、保護犬猫の里親探しなど種々の活動をされているNPO法人ファミリーユの代表理事を務めておられる熊崎純子先生をお招きしました。

ファミリーユでの活動のひとつであるペットの譲渡、里親探しのお仕事の流れをご教授いただきながら、その業務において実際に使われている資料等を拝見することができました。

犬や猫の引き取りを希望される譲渡会に来られた方々へ向けたアンケート調査用の書類や、里親候補になりトライアル期間中の約束事を記載したもの、正式譲渡が決定された場合に作成する譲渡証明書など、色々な資料・書類をお仕事遂行のために作成され、お使いになっていました。

ペットに関することは私たち行政書士にとってもまだまだこれから発展していく業務のひとつになる可能性を感じ、また書類作成の専門家・スペシャリストとしてより一層努め、様々なことにも対応できるようにになりたいと思える良い機会となりました。

講師の熊崎先生、企画運営にご尽力いただきました西北支部の小林優子会員、ご関係者の皆様にご場をお借りし、心よりお礼申し上げます。

ちょっとひと息 「地震予知について」

Q 地震雲はあるのですか？

A 雲は大気現象であり、地震は大地現象で、両者は全く別の現象です。大気は地形の影響を受けますが、地震の影響を受ける科学的なメカニズムは説明できていません。「地震雲」が無いと言い切るのは難しいですが、仮に「地震雲」があるとすると、「地震雲」とはどのような雲で、地震とどのような関係で現れるのか、科学的な説明がなされていない状態です。

日本における震度1以上を観測した地震（以下、有感地震）数は、概ね年間2,000回程度あり、平均すれば日本で一日あたり5回程度の有感地震が発生していることとなります。震度4以上を観測した地震についても、最近10年間の平均（2011年と2016年を除く※）では、年間50回程度発生しています。このように地震はいつでもどこかで発生している現象です。雲は上空の気流や太陽光などにより珍しい形や色に見える場合がありますし、夜間は正確な形状を確認することができません。形が変わった雲と地震の発生は、一定頻度で発生する全く関連のない二つの現象が、見かけ上そのように結びつけられることがあるという程度のことであり、現時点では科学的な扱いは出来ていません。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

昭和
支部

令和6年度第一回 市民法務研究会

昭和支部 古川 元一

日時 令和6年6月22日(土)
午後4時45分～6時
場所 天白スポーツセンター1階第2会議室
講師 伊福 泰則会員
テーマ 『初心者のための相続・遺言業務研修
～初回面談について』
出席者 17名



令和6年度第1回市民法務研究会は、愛知県行政書士会副会長の伊福泰則会員が講師を務め、「初心者のための相続・遺言業務研修～初回面談について～」をテーマに開催されました。

行政書士業務として最も関心が高いと思われる相続・遺言業務の初回面談時における『必ず聞いておくべきポイント』を、業務初心者にもわかりやすく講義をしていただきました。

特に面談でお客様に「当事務所をどのようにして知ったのか」や「誰の紹介なのか」等をヒアリングし、集客ツールの有効性を分析することによる受注の間口の広げ方や他士業への紹介・他士業からの紹介を基本とするネットワーク構築の重要性とその効果などは、相続・遺言業務の枠を超えて全ての業務に通じるマーケティング理論として、とても密度の濃い充実した内容でした。

最後には、行政書士の権利でもある職務上請求書使用について記載例を用いながら丁寧な解説をしていただき、講義は終了しました。

今回の研修会は相続・遺言業務を行う初心者の会員はもちろんのこと、すでに経験のある会員にとっても、とても参考になる有意義な研修会になったのではないのでしょうか。貴重な機会をいただき、ありがとうございました。

一宮
支部

「まちの宮市」 ブース出展

会報委員 深川 範江

日時 令和6年6月23日(日)
午前11時～午後4時
場所 一宮市本町通商店街アーケード
参加者 4名



一宮支部では一宮市本町通商店街アーケードにて開催された「まちの宮市」において一宮支部PR活動のため、一宮ソーシャルビジネス支援ネットへの協力として日本政策金融公庫と共同でブース出展しました。

「まちの宮市」新型コロナウイルスに対応しつつ、文化とコミュニケーションの地脈を広げ、中心市街地の活性化を図っていかうとする新しい「杜の宮市」として始まったとの事です。ほぼ毎月3か8が末尾に就く日曜日（38サンデー）に開催されています。

138のモノづくり・素材やマーケット・ヒロガルソーシャル・杜の学校・はんじょうアート・なまおとライブ&休憩所などが行われていました。ちんどん屋さんがいてとても懐かしく思いました。

当日は、残念ながら天気がよくありませんでした。

アーケードなので出展は大丈夫でしたが来場される方が少なく、例年と比べると年配の方がほとんど来場されなかったのがパンフレットを配布することが少なかったです。

今回は「そうだ行政書士に相談しよう!」・「無料相談会開催」が記載されたポケットティッシュを配布するという試みをしました。

子供さんに輪投げで遊んでもらって付き添いの方にポケットティッシュを配って行政書士のPRの声掛けをすることができました。子供さんには最後に景品を渡して喜んでいただきました。

今回、パンフレットの配布はあまりできませんでしたがポケットティッシュはあまり抵抗なく受け取ってもらって一宮支部の広報活動のPRになったと思いました。

海部
支部

令和6年度第1回 研修会

会報委員 須田 充

日 時 令和6年6月28日(金)
午後6時30分～8時

場 所 津島市生涯学習センター2階第2会議室

講 師 MANABIPOP株式会社 津田 勝仁氏

テーマ 『AI時代の個人ブランディング』

参加者 20名



今回の海部支部研修会は、人材教育コンサルタント事業を手掛けるMANABIPOP株式会社様より津田勝仁先生を外部講師としてお招きし、「AI時代の個人ブランディング～自分らしく強みを活かす働き方・学び方～」という題材で講義をしていただきました。

研修の主な内容は、最近世界的に話題になっている「ChatGPTを士業の営業にどう活かしていくのか?」というものに焦点が当てられていました。まず、前提知識である時代と情報収集の移り変わりについてご説明されており、「新聞やテレビで一方向的に情報を収集していた時代から、パソコンやスマホの普及による発信者と受信者が同一の双方向になった時代へ、そして、いまはChatGPTといった人間の集合知識を学習したAIが作成した情報を受け取っていく均質化時代へと突入した。」という内容でした。

こういった背景を踏まえ、士業にとって差別化するうえで重要になるものは「自分を知り、言葉にし、人に伝える」という改めて原点回帰するものでした。企業秘密が含まれるため具体的な方法は割愛させていただきますが、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を掲げる行政書士会にとってもまさに突き刺さる素晴らしい研修となりました。

出席した会員全員が本気で取り組んでおり、最後には大喝采が沸き起こるなど盛況のうち終了いたしました。津田勝仁先生による素晴らしい講演に改めてお礼申し上げます。

東三
支部

令和6年度新人基 礎研修会

会報委員 山崎 仁

日 時 令和6年7月19日(金)
午後1時15分～4時30分

場 所 カリオンビル5階 大会議室

講 師 愛知県総務局総務部法務文書課
課長 小山 厚子様

出席者 38名



昨今、東三支部会員による不祥事が頻発したことから、行政書士の職務基本規則を改めて襟を正すべく周知徹底し、今年度の東三支部新人基礎研修会は、新入会員のみならず全会員を対象として開催されました。

前半は愛知県総務局総務部法務文書課長の小山厚子様を講師としてお招きし、行政書士に対する立入検査と懲戒処分についての説明をしていただきました。立入検査は主に、職務上請求書の使用状況や事件簿、報酬額の掲示等のチェックとなり、また全国で処分事例の絶えない戸籍・住民票の不正取得について、改めて注意喚起がありました。

後半は支部の組織・活動等の紹介と、木村寿企画担当副支部長及び企画部員による「業務上の留意点と行政書士法」についての講義へと移りました。他士業との業際や独占業務等の説明、また職務上請求書の不正使用以外の代表的な処分事例としては「会費長期滞納」「名義貸し」「虚偽申請」「公文書・身分証の偽造」などの多岐に渡り、単位会長及び県知事から二重の処分を受けるという説明では新入会員の真剣な眼差しが印象的でした。

東三支部としましては、会員一人一人がより気を引き締め、行政書士の名を汚すようなことが無きよう、改めて不正の発生防止に努めて参ります。

昭和
支部

令和6年度第一回 企業法務研究会

会報委員 上田 恵美

日時 令和6年7月18日(木)
午後3時30分～5時30分
場所 天白スポーツセンター1階第2会議室
講師 岡村 祥吾会員
テーマ 『建設業許可申請と備えておくべき予備知識』
出席者 17名(内7名Zoom参加)



令和6年度第1回企業法務研究会は、愛知県行政書士会建設部会委員の岡村省吾会員が講師を務め、「建設業許可申請を備えておくべき予備知識」をテーマに開催されました。

行政書士の主力業務である建設業許可について、手引きを基本としながら、実際にお客様と面談する

時の準備を含め、実務レベルで講義をしていただきました。

まず、何より手引きをしっかりと読むこと。そして、お客様から実際の工事内容をヒアリングし、29ある業種の内、どの業種での許可が必要なのかを適切に判断することが大切であり、実務経験だけでは許可を取得することのできない要注意の業種もあることを教わりました。初回面談の際に、未記入の申請書一式を持参して、それに沿って色々とヒアリングしたり、お客様自身に記入してもらおうというテクニックまで教えてもらいました。また、岡村会員が実際に持参するという「必要書類等のご案内」を会場の参加者に配布していただき、今回の研究会参加者にとって、とても充実した内容でした。

後半では、周辺知識として登記や技能実習制度、社会保険についての説明がありました。法人設立と建設業許可を同時にする場合に、登記が伴ってきます。登記申請は行政書士ではできませんが、定款の作成に携わることは出来ます。定款の目的、役員、そして資本金の額が建設業許可を取得する際に重要となることについて詳しく教えていただきました。この知識があるのとないのではお客様から得られる信頼感が格段に違うと感じました。

今回の研究会は建設業許可業務を行おうと考えている会員にとっては、基本知識だけではなく、実務の進め方まで知ることができ、とても有意義な研究会になったのではないかと思います。

ちょっとひと息 「地震について」

Q 大きな地震が起きましたが、別の大きな地震や火山噴火を誘発するおそれはないですか？

A ある地震活動が別の地震や火山活動にどのように影響を及ぼすかは、明らかではありません。気象庁では24時間体制で地震や火山の活動状況を監視しており、活動状況を地震情報や噴火警報などで発表します。これらの最新の情報や、地震や火山噴火への日頃からの備えを改めて確認していただくようお願いします。

Q 「最近の地震活動（速報値）」で表示している震源は、全て地震によるものですか？

A 最近の地震活動（速報値）で表示している震源は、自動処理によって決定したものです。そのため、鉱山等で行われる発破や海底地質調査等で用いられるエアガン（圧縮空気をういて海中で人工的に音波を出す装置）等、地震以外の原因で求まったものが表示されることがあります。その後、このような自然現象によらないものは、職員による品質管理作業を行うことで、地震のデータベース（地震カタログ）などには登録されません。

出典：気象庁HP「よくお寄せいただくご質問」より

尾北
支部

研修会

会報委員 山口 勝司

日時 令和6年7月20日(土)
午後3時30分～5時15分
場所 犬山市民交流センターフロイデ3階301
講師 弁護士法人Zenos代表弁護士 善利 友一
氏
テーマ 『契約書作成のエッセンス』
参加者 30人



尾北支部では、弁護士法人Zenos代表弁護士 善利友一先生を講師としてお招きし、「契約書作成のエッセンス」をテーマに研修会を行いました。

善利先生は弁護士法人の代表として、名古屋、東京、福岡にオフィスを構え、企業法務や不動産、建築分野の法務などの分野に精通され、様々な企業の社外監査役などを務めておられます。

研修内容は、行政書士として、契約書や合意書、協議書などを作成する場面において、どのような観点からそれらを作成していけばよいかというものでした。

契約書作成の目的が、後日の証明や紛争の予防や紛争に至った場合の解決指針となるものあることから考え、想定されるリスクや後日の責任追及がされないよう、想像力を働かせ、検討していくことが必要であると教えていただきました。

その上で、市販の専門書籍の紹介や、インターネット上に挙げられている契約書のひな形を活用する方法、また、このひな形が「使えるひな形か使えないひな形か」を判別する基準などについても、丁寧に分かりやすく説明してくださいました。

研修会後は先生を交えての懇親会が開催され、楽しくも実りある研修会となりました。

豊田
支部

令和6年度第1回 建設環境部研修会

豊田支部 永田 貴治

日時 令和6年7月23日(火)
午後2時～4時30分
場所 豊田商工会議所203号室
テーマ 3人の行政書士によるパネルディスカッション『顧客から信頼される行政書士とは』
参加者 27名(内、他支部会員14名)



業歴20年超の支部長経験者と建設業務に特化しその魅力を伝える3人の豊富な経験と知識を持つベテラン会員をパネラーとして研修会は開催されました。

用意された題目は、行政書士の誰しものが直面する悩みや業務に直結する話題、どのようなスタンス・心構えで業務を行っているかなど30題。その中から選ばれた「値段高いよと言われた時の切り返し方」、「紹介確率を上げるトーク術」、「売れる行政書士に必要な能力」などのお題について、パネルディスカッションが行われました。

3人のパネラーには、自らの考えや思い、実例等を交えながら赤裸々なトークを披露していただきました。普段なかなか聞くことのできない話や初出しとなる経験談、リアルなお金の話、リスク対策も含めた少し怖い話、そして自らの事務所だけではなく行政書士業界の未来を考えた視野の高いトークなどが繰り広げられました。

受講した会員は、開業間もない会員からベテラン会員までの幅広い層が集まっていましたが、どの会員にも共通する中身の濃い内容で、非常に有意義な時間を過ごせたのではないのでしょうか。

今回の研修では時間が足りず取り上げられなかった題目に加え、他にも聞きたいことが多々あるため、今後第2回の研修が行われることを期待しつつ、他支部の会員を含め、更に多くの会員に参加してもらいたいと思える研修でした。

R e p o r t

— 事務局 —



■令和6年6月

3日(月)	正副会長会開催 雨水浸透阻害行為許可審査業務連絡会開催 竹田会長以下6名 県法務文書課訪問
4日(火)	子安副会長以下2名 愛知尾三地区滞納整理機構 来訪対応 ADR手続説明会開催
5日(水)	竹田会長 日行連 正副会長会・給与等裁定会 議・常任理事会出席 新規登録受付 私法部会開催 監察委員会開催
6日(木)	竹田会長 日行連 常任理事会出席 新規登録受付
7日(金)	竹田会長 中地協第1回理事会出席 令和6年度中地協定時総会出席 新規登録受付 武理事以下2名 自由業団体第31回フレッシュマ ンフォーラム10' 出席
8日(土)	令和6年度中地協定時総会出席
10日(月)	新規登録受付 竹田会長以下3名出席 岡崎市との「災害時にお ける被災者相談業務の実施に関する協定書」締結 式 平松常務理事、小林理事 愛知県社会福祉士会訪 問 内藤副会長以下2名 自由業団体大学生のための 資格業ガイダンス出席
11日(火)	中村常務理事 日行連 行政書士制度調査室許認 可分科会出席 部長会開催 支部長会開催 本会常設無料相談会開催 会報7月号校正会議開催 渡辺副会長、蓬田常務理事 県中小企業金融課訪 問
12日(水)	早川副会長 日行連 許認可業務部建設環境部門 書籍執筆会議出席 運輸交通部会開催 国際部業務相談会開催 岩崎常務理事、佐藤委員長 中部運輸局貨物課訪 問 伊福副会長、勝田常務理事 県都市計画課、県農 業振興課、尾張建設事務所訪問

13日(木)	竹田会長以下4名 県知事訪問
14日(金)	竹田会長 日行連 自民党行政書士制度推進議員 総会出席 岩崎常務理事 日行連 運輸交通部会出席 総務部会開催
17日(月)	法人経営部会開催
18日(火)	竹田会長 日行連 正副会長会、常任理事会、常 任理事会・議事運営委員会合同会議出席 ADR手続説明会開催
19日(水)	令和6年度日行連定時総会出席
20日(木)	令和6年度日行連定時総会出席 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律 相談開催
21日(金)	早川・内藤副会長 県DX推進室来訪対応
24日(月)	登録証交付式 正副会長会開催 法務部会開催
25日(火)	岩崎常務理事 日行連 国交省自動車情報課との 打合せ出席 建設環境部業務相談会開催
26日(水)	申請取次行政書士管理委員会開催 内藤副会長、平松常務理事 県障害福祉課、高齢 福祉課 他訪問 内藤副会長、野崎常務理事 県法務文書課、名古 屋市広聴課訪問
25日(木)	初心者向け国際業務研修会開催 国際部会開催
26日(金)	内藤副会長、野崎常務理事 自由業団体第5回当 番会出席

■令和6年7月

1日(月)	自販連との懇話会開催 広報部会開催 岩崎常務理事、佐藤委員長 愛知運輸支局長来訪 対応
2日(火)	岩崎常務理事 日行連 国交省自動車情報課との 打合せ出席 ADR手続説明会開催
3日(水)	竹田会長 日行連 正副会長会、常任理事会出席 早川副会長 日行連 許認可業務部建設環境部門 会議出席 渡辺副会長 名古屋国際センター訪問

4日(木)	竹田会長 日行連 常任理事会出席 早川副会長 日行連 許認可業務部建設環境部門 書籍執筆会議出席 新規登録受付
5日(金)	理事会開催 部長会開催 新規登録受付
8日(月)	新規登録受付
9日(火)	本会常設無料相談会開催 新規登録受付 早川副会長、佐藤常務理事 県都市総務課との意見交換会開催
10日(水)	岩崎常務理事 日行連 運輸交通部会出席 実務経験者向け土地利用関係手続きに関する研修会開催 土地利用部会開催 国際部業務相談会開催 早川副会長以下2名 県指導検査対象者選定 法務文書課来訪対応
11日(木)	竹田会長以下5名 日行連 全国監察担当者会議(中地協議会)出席 自販連・自動車会議所との意見交換会開催
12日(金)	早川副会長 令和6年度行政書士試験実施に係る説明会出席
16日(火)	私法部会開催 ADR手続説明会開催開催
17日(水)	運輸交通部会開催 封印管理委員会開催
18日(木)	第1回試験正副サブ責任者会議開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 中山委員長 堤・安田弁護士事務所訪問
19日(金)	登録証交付式 建設環境部業務相談会開催
20日(土)	竹田会長 山崎節子氏黄綬褒章記念祝賀会出席
22日(月)	封印委託制度改正に関する説明会開催 経理部会開催 竹田会長以下4名 行政手続のデジタル化に関する愛知県と愛知県行政書士会との連携協定締結式出席
23日(火)	竹田会長 日行連 正副会長会、常任理事会出席
24日(水)	竹田会長 日行連 常任理事会、理事会、各部・委員会等全体会議出席 建設環境部会開催 伊福副会長、芳賀常務理事 県暴力追放運動推進センター訪問

25日(木)	竹田会長 日行連 理事会、分科会出席 国際部会開催 伊福副会長 県警暴力団対策室訪問
26日(金)	渡辺副会長 日行連 デジタル推進本部オンライン会議出席 申請取次行政書士管理委員会開催
29日(月)	補助金申請業務に係る基礎研修会開催 正副会長会開催 会報9月号編集会議開催
30日(火)	建設業許可申請等受付補助業務要員全体会議開催 経営事項審査補助業務要員必須連絡会開催 法務部会開催 ADR運営委員会開催 伊福副会長、芳賀常務理事 暴力追放推進委員研修会出席 内藤副会長、野崎部長 自由業団体第1回当番会・懇親会出席
31日(水)	「自分のメンタルをどう守っていくか」に関する研修会開催 デジタル推進本部会議開催



令和6年7月10日現在

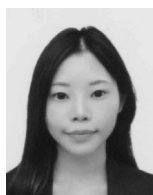


会員の動向



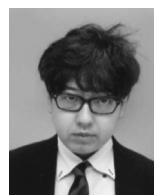
個人会員数 3,354人
法人会員数 101法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第24191333号
会員番号 第7021号
入会年月日 令和6年5月15日
氏名 飯田 彩乃

事務所 行政書士PSS小野事務所
名古屋市昭和区塩付通一丁目12番地の4
電話番号 052-745-5401 所属支部 昭和



登録番号 第24191533号
会員番号 第7025号
入会年月日 令和6年6月1日
氏名 尾関 圭亮

事務所 行政書士尾関事務所
名古屋市中区栄二丁目1番26号
電話番号 052-223-6805 所属支部 中央



登録番号 第24191530号
会員番号 第7022号
入会年月日 令和6年6月1日
氏名 高橋 浩之

事務所 行政書士高橋浩之事務所
知立市昭和二丁目5番地6
電話番号 0566-81-5550 所属支部 碧海



登録番号 第24191534号
会員番号 第7026号
入会年月日 令和6年6月1日
氏名 安藤 彩加

事務所 あんどう国際行政書士事務所
一宮市今伊勢町宮後字午新田下蔵42番地1 ビューパレス今伊勢駅前803号
電話番号 090-9898-9071 所属支部 一宮



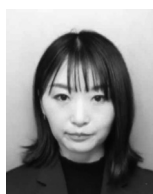
登録番号 第24191531号
会員番号 第7023号
入会年月日 令和6年6月1日
氏名 浅井 敏也

事務所 あさい行政書士事務所
名古屋市名東区高針二丁目2504番地
電話番号 052-702-7986 所属支部 中央



登録番号 第24191535号
会員番号 第7027号
入会年月日 令和6年6月1日
氏名 武藤 功史

事務所 JI行政書士事務所
岡崎市城南町一丁目1番地9
電話番号 0564-64-2021 所属支部 岡崎



登録番号 第24191532号
会員番号 第7024号
入会年月日 令和6年6月1日
氏名 小久保 さやか

事務所 さやか行政書士事務所
田原市堀切町瀬古畑1番1
電話番号 090-5601-1621 所属支部 東三



登録番号 第24191536号
会員番号 第7028号
入会年月日 令和6年6月1日
氏名 古井 竜文

事務所 MTM行政書士事務所
知立市山町茶碓山1番地18
電話番号 070-7586-5924 所属支部 碧海

会員の動向



登録番号 第24191537号
会員番号 第7029号
入会年月日 令和6年6月1日
氏名 萩原 裕美

事務所 萩原ひろみ行政書士事務所
名古屋市緑区鳴海町字嫁ヶ茶屋176番地の1
電話番号 052-700-6775 所属支部 名南



登録番号 第24191542号
会員番号 第7034号
入会年月日 令和6年6月1日
氏名 水野 正也

事務所 水野正也行政書士事務所
名古屋市中川区高畑一丁目241番地 ケイツーホソノ706号室
電話番号 052-398-5527 所属支部 名古屋



登録番号 第24191538号
会員番号 第7030号
入会年月日 令和6年6月1日
氏名 中村 翔太

事務所 なかむら行政書士事務所
豊橋市浪ノ上町11番地18 ユトリロ浪ノ上2 102
電話番号 090-9901-9123 所属支部 東三



登録番号 第24191543号
会員番号 第7035号
入会年月日 令和6年6月1日
氏名 横武 裕史

事務所 行政書士よこたけ事務所
豊明市前後町仙人塚1750番地383
電話番号 080-5288-6611 所属支部 名南



登録番号 第24191539号
会員番号 第7031号
入会年月日 令和6年6月1日
氏名 長坂 直弥

事務所 行政書士事務所OYK
知立市弘法町弘法下1番地8 グローリアス知立弘法通第2-503号
電話番号 所属支部 碧海



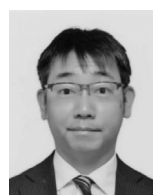
登録番号 第24191544号
会員番号 第7036号
入会年月日 令和6年6月1日
氏名 谷口 秋人

事務所 行政書士谷口秋人事務所
瀬戸市原山町1番地30
電話番号 0561-48-2826 所属支部 東名



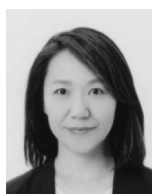
登録番号 第24191540号
会員番号 第7032号
入会年月日 令和6年6月1日
氏名 永田 雅之

事務所 ミツイワ行政書士事務所
西尾市桜町四丁目35番地
電話番号 080-3676-7234 所属支部 西尾



登録番号 第24191545号
会員番号 第7037号
入会年月日 令和6年6月1日
氏名 林 修平

事務所 林修平行政書士事務所
名古屋市南区豊一丁目52番19号
電話番号 080-9486-5727 所属支部 名南



登録番号 第24191541号
会員番号 第7033号
入会年月日 令和6年6月1日
氏名 齋藤 雅子

事務所 行政書士さいとう法務事務所
名古屋市守山区翠松園二丁目2210番地の1
電話番号 090-8157-6791 所属支部 東名



登録番号 第24191546号
会員番号 第7038号
入会年月日 令和6年6月1日
氏名 竹野 洋平

事務所 竹野洋平行政書士事務所
岡崎市中島東町三丁目6番地8
電話番号 080-5114-2855 所属支部 岡崎



登録番号 第24191547号
 会員番号 第7039号
 入会年月日 令和6年6月1日
 氏名 小寺澤 博允

事務所 行政書士ひろよし事務所
 東海市富木島町藤島26番地7
 電話番号 070-9085-1940 所属支部 知多



登録番号 第24191552号
 会員番号 第7044号
 入会年月日 令和6年6月1日
 氏名 服部 映次

事務所 服部行政書士事務所
 津島市宮川町2丁目2番地
 電話番号 0567-28-1151 所属支部 海部



登録番号 第24191548号
 会員番号 第7040号
 入会年月日 令和6年6月1日
 氏名 大塚 康文

事務所 行政書士大塚事務所
 あま市七宝町遠島新開74番地60
 電話番号 所属支部 海部



登録番号 第24191553号
 会員番号 第7045号
 入会年月日 令和6年6月1日
 氏名 勝間田 千歳

事務所 勝間田千歳行政書士事務所
 名古屋市西区中小田井3丁目223番地 大野ビル1階
 電話番号 052-938-5907 所属支部 西北



登録番号 第24191549号
 会員番号 第7041号
 入会年月日 令和6年6月1日
 氏名 岡戸 久敏

事務所 おかど行政書士事務所
 知多郡阿久比町大字福住字荒古28番地
 電話番号 0569-84-8501 所属支部 知多



登録番号 第24191884号
 会員番号 第7046号
 入会年月日 令和6年7月1日
 氏名 平山 延寿

事務所 プランナー行政書士事務所
 名古屋市千種区竹越一丁目6番2号
 電話番号 052-768-6325 所属支部 中央



登録番号 第24191550号
 会員番号 第7042号
 入会年月日 令和6年6月1日
 氏名 三澤 祐喜

事務所 三澤行政書士事務所
 知多郡武豊町字長峰4番地8
 電話番号 070-2280-2797 所属支部 知多



登録番号 第24191885号
 会員番号 第7047号
 入会年月日 令和6年7月1日
 氏名 川口 直也

事務所 たそがれ行政書士事務所
 名古屋市西区市場木町344番地の1 藤和シティホームズ庄内緑地205号
 電話番号 050-3748-8569 所属支部 西北



登録番号 第24191551号
 会員番号 第7043号
 入会年月日 令和6年6月1日
 氏名 張 瑞華

事務所 張金山行政書士事務所
 名古屋市中区平和一丁目15番23号 メゾンドール竹市5B
 電話番号 所属支部 中央



登録番号 第24191886号
 会員番号 第7048号
 入会年月日 令和6年7月1日
 氏名 谷崎 健斗

事務所 谷崎行政書士事務所
 名古屋市中村区松原町1丁目41番地
 電話番号 所属支部 名古屋

会員の動向



登録番号 第24191887号
会員番号 第7049号
入会年月日 令和6年7月1日
氏名 肥田 裕士

事務所 肥田ゆうじ行政書士事務所
常滑市市場町6丁目64番地
電話番号 070-5331-1177 所属支部 知多



登録番号 第24191892号
会員番号 第7054号
入会年月日 令和6年7月1日
氏名 長谷川 健治

事務所 行政書士アフェクション法務事務所
名古屋市天白区平針2丁目1509 杉浦ビル502
電話番号 052-990-3860 所属支部 昭和



登録番号 第24191888号
会員番号 第7050号
入会年月日 令和6年7月1日
氏名 岩田 大輔

事務所 行政書士岩田大輔事務所
名古屋市緑区有松1021番地 第二福岡ビル3B
電話番号 052-887-4013 所属支部 名南



登録番号 第24191893号
会員番号 第7055号
入会年月日 令和6年7月1日
氏名 井戸 規光生

事務所 行政書士井戸規光生事務所
名古屋市南区豊田四丁目3番52号(フラット2 201号)
電話番号 080-4301-1978 所属支部 名南



登録番号 第24191889号
会員番号 第7051号
入会年月日 令和6年7月1日
氏名 河村 浩

事務所 行政書士事務所ヒロシ
名古屋市西区花の木二丁目12番2号
電話番号 052-524-0941 所属支部 西北



登録番号 第24191894号
会員番号 第7056号
入会年月日 令和6年7月1日
氏名 鈴木 量生

事務所 鈴木行政書士事務所
一宮市萩原町串作字才勝1454番地
電話番号 090-9934-1933 所属支部 一宮



登録番号 第24191890号
会員番号 第7052号
入会年月日 令和6年7月1日
氏名 前田 正人

事務所 行政書士前田正人事務所
蒲郡市緑町16番15号
電話番号 0533-68-7117 所属支部 東三



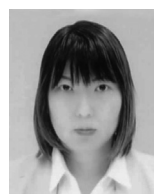
登録番号 第24191895号
会員番号 第7057号
入会年月日 令和6年7月1日
氏名 大木 貴道

事務所 大木貴道行政書士事務所
豊橋市小向町字西小向53番地5
電話番号 0532-21-6993 所属支部 東三



登録番号 第24191891号
会員番号 第7053号
入会年月日 令和6年7月1日
氏名 小林 由夏

事務所 行政書士 小林由夏事務所
名古屋市名東区高針台二丁目407番地 ジュネスTD101号
電話番号 052-709-5321 所属支部 中央



登録番号 第24191896号
会員番号 第7058号
入会年月日 令和6年7月1日
氏名 谷本 侑

事務所 ニャンコワヨ行政書士事務所
名古屋市中川区上流町2丁目95番地 (フルリールメゾン503号)
電話番号 052-718-2907 所属支部 名古屋



登録番号 第24191897号
 会員番号 第7059号
 入会年月日 令和6年7月1日
 氏名 田中 秀扶

事務所 行政書士田中秀扶事務所
 豊橋市多米西町一丁目20番地9
 電話番号 0532-63-1255 所属支部 東三



登録番号 第24191902号
 会員番号 第7064号
 入会年月日 令和6年7月1日
 氏名 林 廣幸

事務所 林ひろゆき行政書士事務所
 刈谷市新栄町3丁目39番地
 電話番号 090-8475-6154 所属支部 碧海



登録番号 第24191898号
 会員番号 第7060号
 入会年月日 令和6年7月1日
 氏名 近藤 雅仁

事務所 行政書士近藤雅仁事務所
 名古屋市市中区新栄2丁目35番地19号
 電話番号 052-262-0083 所属支部 中央



登録番号 第24191903号
 会員番号 第7065号
 入会年月日 令和6年7月1日
 氏名 渡邊 勇帆

事務所 カレッジ行政書士事務所
 安城市安城町宮地1番地16
 電話番号 090-9915-5042 所属支部 碧海



登録番号 第24191899号
 会員番号 第7061号
 入会年月日 令和6年7月1日
 氏名 酒井 真帆

事務所 みなと行政書士法人 入管前事務所
 名古屋市港区川西通五丁目39番地1
 電話番号 052-387-8886 所属支部 名古屋



登録番号 第24191904号
 会員番号 第7066号
 入会年月日 令和6年7月1日
 氏名 岩田 昌也

事務所 行政書士山村元治事務所
 一宮市北小渕字田島4番地1
 電話番号 0586-75-3393 所属支部 一宮



登録番号 第24191900号
 会員番号 第7062号
 入会年月日 令和6年7月1日
 氏名 中村 隆

事務所 行政書士奥谷弘和事務所
 碧南市山神町7丁目2番地
 電話番号 0566-41-1155 所属支部 碧海



登録番号 第24191901号
 会員番号 第7063号
 入会年月日 令和6年7月1日
 氏名 永井 邦博

事務所 行政書士永井邦博事務所
 半田市岩滑高山町5丁目107番地の5
 電話番号 0569-22-1600 所属支部 知多

法人会員の変更案内

法人番号 第1002407号
 会員番号 第H58号
 法人の名称 行政書士法人ORCA
 従たる事務所の名称 行政書士法人ORCA 名古屋オフィス
 使用人(雇用) 松田 正弘
 使用人(退職) 木俣 充弘
 変更事由 使用人の雇用、使用人の退職
 所属支部 中央

法人番号 第2213701号
 会員番号 第H98号
 法人の名称 アルヴァリンク行政書士法人
 主たる事務所の名称 アルヴァリンク行政書士法人
 社員役職 西川 清美
 変更事由 社員役職
 所属支部 中央

法人番号 第1902301号
 会員番号 第H56号
 法人の名称 行政書士法人あいたく
 主たる事務所の名称 行政書士法人あいたく
 使用人(雇用) 出口 是道
 変更事由 使用人の雇用
 所属支部 西北

法人番号 第1701003号
 会員番号 第H71号
 法人の名称 行政書士法人アールエイチ事務所
 主たる事務所の名称 行政書士法人アールエイチ事務所名古屋支店
 社員(加入) 福原 弘教
 変更事由 社員の加入
 所属支部 西北

法人番号 第1902901号
 会員番号 第H57号
 法人の名称 行政書士法人パートナー
 主たる事務所の名称 行政書士法人パートナー
 主たる事務所所在地 名古屋市中村区椿町15番10号
 名駅三交ビル6階
 主たる事務所電話番号 052-485-4678
 変更事由 主たる事務所所在地
 所属支部 名古屋

法人番号 第2308701号
 会員番号 第H114号
 法人の名称 行政書士法人花笑み
 主たる事務所の名称 行政書士法人花笑み
 社員(加入) 樹神 孝志
 社員役職 市井 信治
 変更事由 社員の加入、社員役職
 所属支部 豊田

新規法人登録入会の紹介

法人番号 第2405501号
 会員番号 第H127号
 入会年月日 令和6年4月11日
 法人の名称 フジ相続行政書士法人
 主たる事務所の名称 フジ相続行政書士法人
 主たる事務所 名古屋市中区栄一丁目2番7号
 名古屋東宝ビル5階
 主たる事務所電話番号 052-212-6982
 所属支部 中央

退会者のお知らせ

令和6年7月10日現在

支部	氏名	退会日
中央	渡邊 彩由佳	令和6年5月14日
岡崎	浅井 秀士	令和6年5月20日
東三	高橋 伸行	令和6年5月24日
岡崎	森 泰晴	令和6年5月30日
海部	伊藤 和明	令和6年5月31日
中央	山本 正宏	令和6年5月31日
名古屋	大森 照和	令和6年5月31日
名古屋	宮城 竜哉	令和6年5月31日
名南	鰐部 伸一	令和6年5月31日
一宮	山田 雄久	令和6年6月6日
尾張	豊島 英夫	令和6年6月20日
中央	大森 正視	令和6年6月28日
東三	稲吉 丈夫	令和6年7月3日

ご逝去会員のお知らせ

東三支部 小林 英一郎 会員 令和6年3月16日ご逝去 (享年59歳)
 名古屋支部 林 成憲 会員 令和6年6月8日ご逝去 (享年79歳)
 岡崎支部 手嶋 啓二 会員 令和6年6月20日ご逝去 (享年64歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
 会長 竹田 勲

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	渡邊 隆秀	名古屋市中区丸の内三丁目5番35号 弁護士ビル302号	460-0002		事務所所在地
中央	中原 有思	名古屋市中区大須二丁目10番45号 大須ステーションプラザ7階A号室	460-0011		事務所所在地
西北	山田 剛司			052-938-7703	事務所電話番号
西北	出口 是道	名古屋市西区城西五丁目1番19号	451-0031		事務所所在地
名古屋	林 良樹	名古屋市中村区椿町15番10号 名駅三交ビル6階	453-0015		事務所所在地
名古屋	鈴木 隆博			052-700-3323	事務所電話番号
名南	三後 英紀	名古屋市熱田区新尾頭三丁目2番6号	456-0018	052-671-5007	事務所所在地、 事務所電話番号
名南	會田 能史	豊明市新栄町三丁目241番地	470-1154	0562-85-6971	事務所所在地、 事務所電話番号
名南	水野 文俊	名古屋市熱田区新尾頭二丁目2番7号 富春ビル5F南	456-0018		事務所名称、 事務所所在地
	行政書士セントラル事務所				
東名	岡地 裕治	名古屋市守山区森宮町183番地1	463-0096		事務所名称、 事務所所在地
	行政書士岡地裕治事務所				
尾張	山田 雅巳	春日井市鳥居松町四丁目36番地 パークサイドビル302	486-0844		事務所所在地
尾北	江上 佳明			0587-53-5160	事務所電話番号
一宮	平田 寧	一宮市大和町戸塚字宮崎西32番地14	491-0927	0586-44-9259	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士事務所エクプレオ				
海部	橋岡 拡嗣	あま市七宝町伊福参之割1番地3	497-0005	090-3483-6977	事務所所在地、 事務所電話番号
海部	伊藤 幹基			090-3484-7972	事務所電話番号
豊田	川澄 佳洋	豊田市寺部町3丁目503番地	471-0017		事務所所在地
豊田	樹神 孝志	みよし市三好町小坂1番地2 三好グランドハイツ1階10-G号室	470-0224	0561-56-7800	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人花笑み				
豊田	田邊 めぐみ			090-1919-1572	事務所電話番号
碧海	藤本 浩志	安城市今池町1丁目17番2号 EBビル3FD	446-0071	0566-50-2747	事務所所在地、 事務所電話番号
碧海	橋本 博巳				属性、事務所名称
	橋本行政書士事務所				
碧海	董 尚			080-8026-2839	事務所電話番号
東三	森山 春樹	豊橋市伝馬町36番地	440-0822		事務所所在地
東三	萩原 匡峻			0532-73-8033	事務所電話番号



COSMOS通信 9月号

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

日 場	時 所	令和6年6月6日(木) 午後1時30分～4時30分 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室 (愛知県大府市)
相 談 会		相談員 東芳幸会員 奥田早苗会員 相談者 4名
日 場	時 所	令和6年6月13日(木) 午後1時30分～4時 小牧市役所
相 談 会		相談員 佐藤令会員 堀己喜男会員 相談者 8名
日 場	時 所	令和6年6月18日(火) 午後1時～4時 北名古屋市役所東庁舎
相 談 会		相談員 土井正人会員 山本康夫会員 池山正彦会員 相談者 0名
日 場	時 所	令和6年7月3日(水) 午後1時30分～3時 名古屋市名東区社会福祉協議会
相 談 会		セミナー講師 清水良枝会員 参加者 28名
日 場	時 所	令和6年7月4日(木) 午後1時30分～3時30分 江南市役所
相 談 会		相談員 石谷隆宏会員 西原公正会員 相談者 2名
日 場	時 所	令和6年7月4日(木) 午後1時30分～4時30分 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室 (愛知県大府市)
相 談 会		相談員 山野伊紀会員 相談者 2名
日 場	時 所	令和6年7月18日(木) 午前10時30分～正午 名古屋市名東区社会福祉協議会
相 談 会		セミナー講師 石谷隆宏会員 参加者 22名
日 場	時 所	令和6年7月18日(木) 午後1時～3時 扶桑町総合福祉センター
相 談 会		相談員 東芳幸会員 堀己喜男会員 相談者 1名

セミナー・相談会の開催予定

日 場	時 所	令和6年9月5日(木) 午後1時30分～4時30分 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室 (愛知県大府市)
相 談 会		成年後見等無料相談会
日 場	時 所	令和6年9月9日(月) 午後1時～4時 岩倉市役所市民相談室
相 談 会		成年後見等無料相談会
日 場	時 所	令和6年9月17日(火) 午後1時～4時 北名古屋市役所東庁舎
相 談 会		成年後見等無料相談会

日 場	時 所	令和6年9月22日(日) 午前11時～午後4時 オアシス21 (名古屋市中区)
相 談 会		中区安心・安全・快適なまちづくりフェスタ2024
日 場	時 所	令和6年9月22日(日) 午前9時30分～午後3時 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室 (愛知県大府市)
相 談 会		大府市 福祉・健康フェア
日 場	時 所	令和6年10月3日(木) 午後1時30分～4時30分 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室 (愛知県大府市)
寸 相 談 会	劇 会	劇団コスモスあいちによる公演 成年後見等無料相談会
日 場	時 所	令和6年10月3日(木) 午後1時30分～3時30分 江南市役所西分庁舎
相 談 会		成年後見等無料相談会
日 場	時 所	令和6年10月10日(木) 午後1時30分～4時 小牧市役所新庁舎2階
相 談 会		成年後見等無料相談会
日 場	時 所	令和6年10月13日(日) 午後1時～4時 岡崎市社会福祉センター 多目的室A・B
寸 相 談 会	劇 会	劇団コスモスあいちによる公演 成年後見セミナー 成年後見等無料相談会
日 場	時 所	令和6年11月7日(木) 午後1時30分～4時30分 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室 (愛知県大府市)
相 談 会		成年後見等無料相談会
日 場	時 所	令和6年11月16日(土) 午前10時～午後3時 天白区役所
相 談 会		成年後見等無料相談会
日 場	時 所	令和6年11月20日(水) 午後1時～4時 犬山市役所会議室
相 談 会		成年後見等無料相談会
日 場	時 所	令和6年11月21日(木) 午後1時～4時 扶桑町老人憩いの家
落 着 セ ミ ナ ー 相 談 会	語 会	成年後見落語 成年後見セミナー 成年後見等無料相談会
日 場	時 所	令和6年11月27日(水) 午後1時30分～4時30分 春日井市総合福祉センター小ホール
相 談 会		成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局
TEL 052-908-3022

あとかき

毎日暑い日が続いています。38度とか39度でも驚かないどころか、35度くらいだと「今日はちょっと涼しい」と感じてしまう程です。統計で猛暑日や熱帯夜を記録する日について30年ほど前と比べると、10倍くらいに増加しているとのこと。天気にも文句を言っても仕方ないので、我々が天気に生活を合わせるしかありません。「暑さで学校のプールが使用中止」というニュースを聞くと、かつての常識が通用しない時代になってきたことを強く感じます。

今年も山形県を豪雨災害が襲い、甚大な被害が発生しました。これもまた、抗うことが出来ない天候の変化によるものかもしれません。

9月1日は防災の日です。今号には能登半島に赴いた会員雑感を5ページにわたって掲載いたしました。この場を借りて、岡田会員、大村会員にあらためて感謝いたします。

広報部長 野崎 晃

《令和6年9月号の表紙》 長湫の警固祭り

長久手市の長湫地区で開催される長湫警固祭りは、豊年と地域の文化を称える伝統ある祭りです。

馬の塔（オマント）は、かつて尾張・西三河で行われた代表的祭礼習俗のひとつで、標具（ダシ）と呼ばれる札や御幣を立て、豪華な馬具で飾った馬を社寺へ奉獻するものです。

長久手市の馬の塔には、馬を警固する棒の手隊と火縄銃を持った鉄砲隊が加わり「警固祭り」と呼ばれています。

警固祭りの運営は、神社を中心に3つの地区に分かれて実施されています。そのうち、「長湫の警固祭り」は、長湫地区を練り歩きながら、火縄銃を発砲し、氏神である景行天皇社へ豪華な馬具で飾った馬を奉納する勇壮な祭礼です。

長湫の警固祭りは愛知県無形民俗文化財に指定されています。

写真：長久手市役所市長公室情報課

文章：長久手市役所市長公室情報課

会報326号 担当

広 報 部	担当副会長	内藤 広子
	部 長	野崎 晃
	次 長	武 譲二
	部 員	入山 康彦
	部 員	貝田 和美
会報委員会	委 員 長	長峰 均
	副 委 員 長	石原 遙
	本号担当委員	
	(表紙)	服部 麻帆
	(会員訪問記)	山口 勝司

会報326号 令和6年9月1日発行

発行人 竹田 勲
編集人 野崎 晃

発行所 愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL 〈052〉 931-4068 (代)
FAX 〈052〉 932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
https://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所 日大印刷株式会社

行政書士による 電話無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお受けいたします

開設日 令和6年 **10月5日(土)**

時間 午前10時から午後4時まで

内容 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款作成
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発許可／戸籍関係／帰化・入管関係
不動産関係／自動車登録／著作権等
※当日は電話相談のみ受け付けます。(常設無料相談会は毎月第2火曜日)

相談専用電話番号 **Tel.052-908-7255**

行政書士ADRセンター愛知

自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
- ・自転車と歩行者との衝突
- ・自転車が引き起こした物損事故

*自転車以外の車両との衝突事故は除きます。



居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に 関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・ 教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
- ・外国人の職場での待遇についての不満
- ・外国人の就学者に対するいじめ
- ・外国人就学者から学校へのクレーム
- *職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

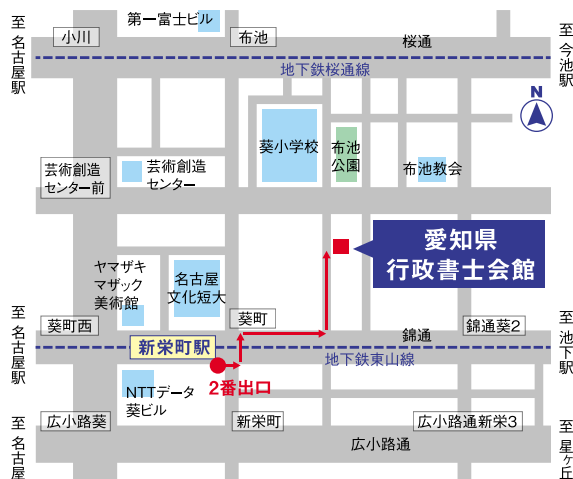


※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分